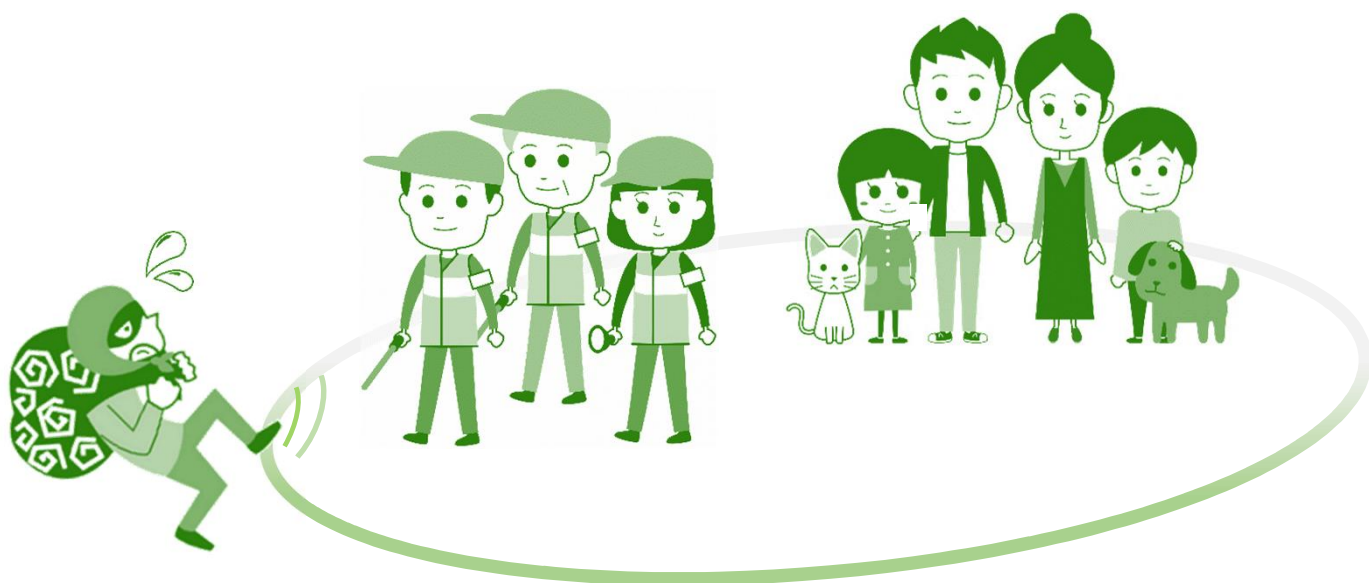


第5次 成田市防犯まちづくり推進計画



令和 6 (2024) 年 3 月

成 田 市



はじめに

本市では、平成 19(2007)年 6 月に「成田市防犯まちづくり推進条例」を制定後、令和 2(2020)年 3 月に、同条例に基づき「第 4 次成田市防犯まちづくり推進計画」を策定し、各種施策を推進してまいりました。

同計画期間中、市民の皆様や自主防犯団体等による積極的な防犯パトロール・広報啓発などの活動、市独自の駅前番所の運営、青色防犯パトロール車による巡回活動のほか、防犯カメラの設置、防犯灯の一括 LED 化や維持管理などを推進し、犯罪が起こりにくいまちづくりに取り組んでまいりました。

しかし、減少傾向にあった犯罪発生件数は新型コロナウイルス感染症による行動制限などが解除されたことに伴い、人の流れがコロナ前に戻りつつあることで増加傾向に転じ、特に自転車盗などの窃盗犯が顕著に増加しているほか、不審者情報や公然わいせつ事案等も増加傾向にあります。

このような情勢を踏まえ、「第 5 次成田市防犯まちづくり推進計画」では、第 4 次計画で取り入れた「犯罪機会論（抵抗性・領域性・監視性）」に基づく基本方針を継続し、各種施策を具現化するとともに、必要な箇所への効果的な街頭防犯カメラの新規設置など、犯罪抑止力のあるまちづくりを推進することとしております。

本市では、この第 5 次計画に沿って、市・市民等・事業者をはじめ、警察・関係機関との緊密な連携・協働により、安心して暮らせる地域社会を実現するため、各種施策の検証・見直しを図り、実効性のある個別施策を行ってまいりますので、今後とも皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケートにご協力いただきました皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました「成田市防犯まちづくり推進協議会」委員の方々に心から感謝申し上げます。

令和 6(2024)年 3 月

成田市長 小泉 一成

目次

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の対象	1
3. 計画の位置付け	2
4. 本計画における SDGs との関係	2
5. 計画の期間	3

第2章 成田市における犯罪の発生状況

1. 刑法犯認知件数の推移	4
2. 罪種別認知件数の推移	6
3. 窃盗犯罪の推移	7
4. 風俗犯・前兆事案等発生 of 推移	9
5. 電話 de 詐欺の被害状況	10

第3章 市民意識調査の結果分析

1. 調査の目的と内容	13
2. 防犯関連設問の調査結果	13

第4章 計画の基本方向

1. 計画の基本目標	17
2. 地域を構成する者のそれぞれの役割	18
3. 成果指標の設定	21
4. 施策の体系	22

第5章 施策の展開

基本方針 1. 自主防犯意識の向上（抵抗性の強化）	23
個別施策 1-(1) 犯罪・不審者情報及び防犯情報の提供	23
個別施策 1-(2) 防犯教育の推進	24
個別施策 1-(3) 普及・啓発活動の実施	25
個別施策 1-(4) 住宅の防犯対策の強化	25
個別施策 1-(5) 被害者等への支援・配慮	26
基本方針 2. 自主的な防犯活動の推進（領域性の強化）	27
個別施策 2-(1) 自主防犯活動を担うリーダーの育成	27
個別施策 2-(2) 自主防犯活動団体との連携	28
個別施策 2-(3) 事業者等への犯罪抑止対策の働きかけ	28
個別施策 2-(4) 自主防犯活動団体等に対する支援	30
個別施策 2-(5) 防犯まちづくり推進功労者等の表彰	31
基本方針 3. 犯罪抑止対策の実施（領域性の強化）	32
個別施策 3-(1) 青色回転灯パトロール車等による巡回の実施	32
個別施策 3-(2) 成田市駅前番所・成田市移動駅前番所の運用	32
個別施策 3-(3) 高齢者等を標的とした犯罪への対策	33
個別施策 3-(4) 子どもを犯罪から守る取組みや性犯罪等抑止の取組み	34

個別施策 3-(5) 暴力団排除への取組み	35
基本方針 4. 防犯に配慮した生活環境整備（監視性の強化）	36
個別施策 4-(1) 犯罪抑止重点地区における対策の実施	36
個別施策 4-(2) 防犯カメラ等の設置管理	36
個別施策 4-(3) 防犯灯の設置と適切な維持管理	37
個別施策 4-(4) 適切な住環境の整備	37
個別施策 4-(5) 公共施設や学校等の防犯対策と安全性の向上	38

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制	39
2. 計画の進行管理	39

資料編

資料 1. 成田市防犯まちづくり推進計画策定経過	40
資料 2. 成田市インターネット市政モニターアンケート調査結果	41
資料 3. 成田市防犯まちづくり推進条例	50
資料 4. 成田市防犯まちづくり推進協議会への諮問と答申	53
資料 5. 成田市防犯まちづくり推進協議会委員名簿	55

第 1 章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

本市では、防犯まちづくり^{*1}の基本理念や市、市民等^{*2}及び事業者の役割、並びに防犯まちづくりを推進する基本となる事項を定めた「成田市防犯まちづくり推進条例」（以下「条例」という。）を平成 19(2007)年に制定し、翌年 2 月には施策を総合的かつ計画的に推進するための具体的な防犯対策などを明らかにした「成田市防犯まちづくり推進計画」を策定しました。

この計画は、持続的に防犯への取組みをすすめる方針として策定しており、令和 2(2020)年 3 月には「第 4 次推進計画」を策定し、市民等、事業者、警察署、その他関係団体と緊密に連携を図りながら、各種取組みを実施してきました。

この第 4 次推進計画が令和 5(2023)年度で終了することを受けて、安全で安心に暮らせる「うるおいのある生活環境づくり」を推進するため、これまでの計画に引き続き、「第 5 次推進計画」として策定するものです。

***1 防犯まちづくり**

市、市民等及び事業者が行う犯罪の防止に配慮した環境の整備、並びに市民等及び事業者が行う犯罪の防止のための自主的な活動のことを言う。

***2 市民等**

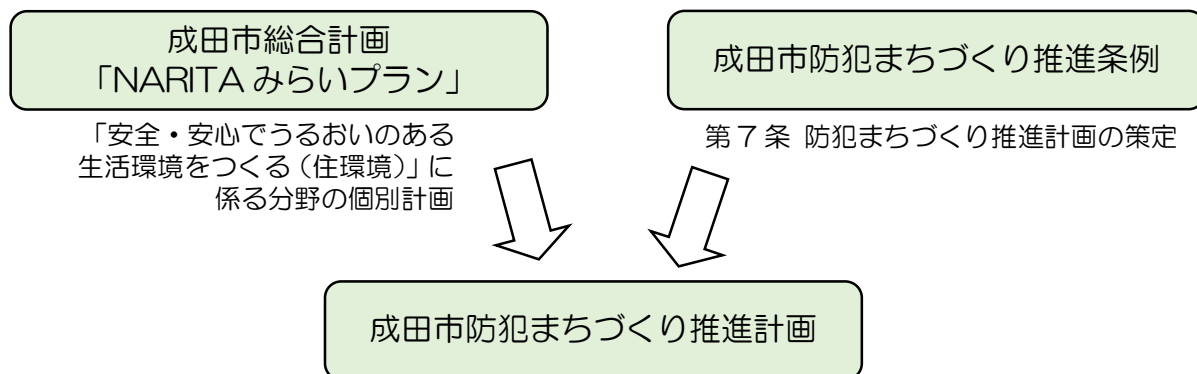
市内に居住する者に加え、通勤・通学・旅行のために市内に滞在する者及び市内を通過する者、並びに市内の土地・建物・工作物の所有者及び管理者を含む。

2. 計画の対象

この計画では主に日常生活で起こりうる身近な犯罪を未然に防止する『防犯』について対象とし、犯罪抑止力と防犯意識の向上を図ることで、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進することとします。

3. 計画の位置付け

本計画は、成田市総合計画「NARITA みらいプラン」（平成 28(2016)年 3 月策定）を上位計画とし、犯罪などが起こりにくいまちをつくるため、市、市民等及び事業者がそれぞれの役割のもと、連携を図りながら取り組むべき具体的な施策等を示したものであり、成田市防犯まちづくり推進条例（平成 19 年成田市条例第 31 号）第 7 条に基づく第 5 次計画として位置づけるものです。



4. 本計画における SDGs との関係

本計画の上位計画である成田市総合計画「NARITA みらいプラン」では、第 2 期基本計画から SDGs の理念を取り入れ、各種施策の展開を通じて「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、地域課題の解決に取り組んでいくこととしています。本計画においても、SDGs を構成する 17 のゴールのうち、関連する 3 つのゴールも意識して取組みを推進することとします。

○本計画に関連する SDGs の 3 つのゴール

11 住み続けられるまちづくりを

16 平和と公正をすべての人に

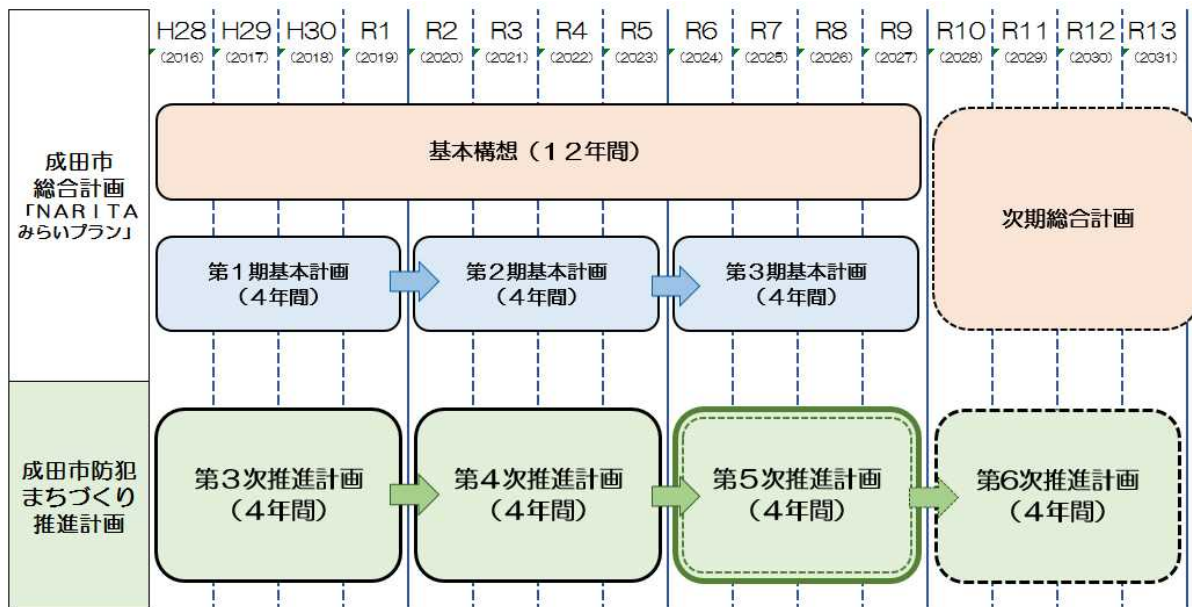
17 パートナリーシップで目標を達成しよう



SDGs とは、平成 27(2015)年 9 月の国連のサミットで採択された 2030 年までの国際目標です。持続可能な社会を持続するために、国際社会が共通して取り組む普遍的な目標として、17 のゴールが掲げられています。

5. 計画の期間

第5次推進計画の期間は、令和6(2024)年度を初年度とする総合計画「NARITA みらいプラン」第3期基本計画との整合を図り、令和6年度から令和9(2027)年度までの4年間とします。



第2章 成田市における犯罪の発生状況

1. 刑法犯認知件数の推移

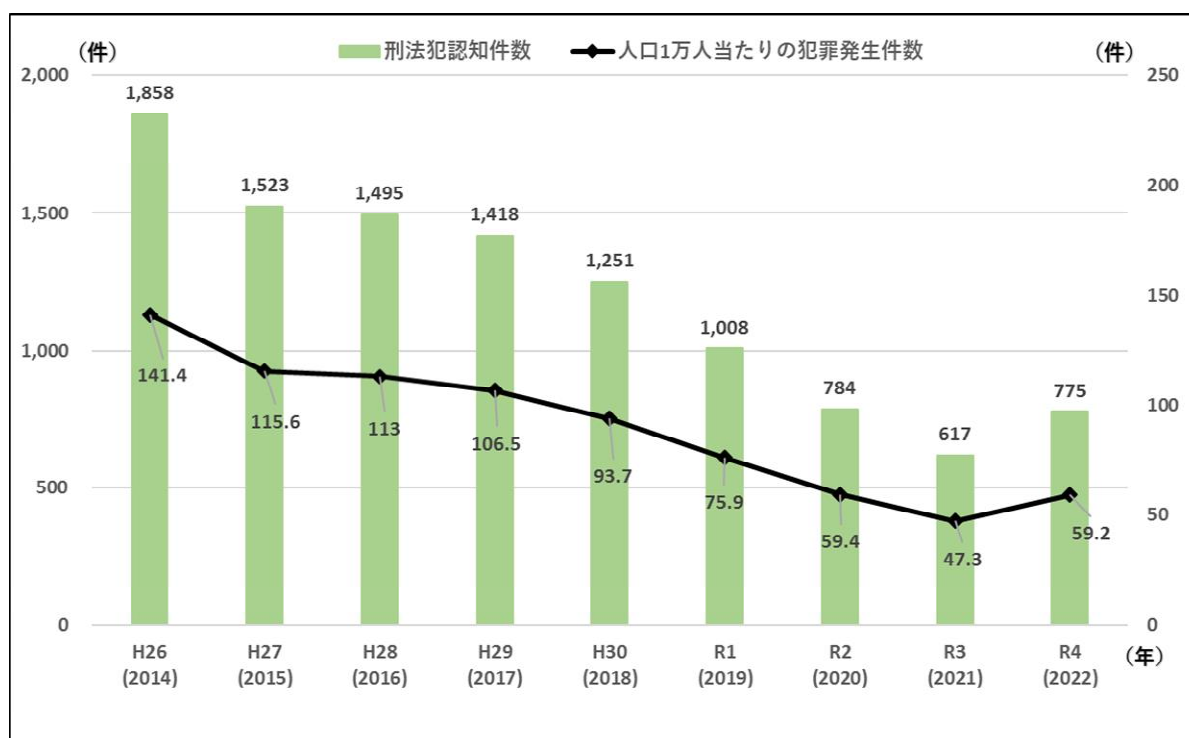
(1) 成田市内

本市の刑法犯認知件数^{*3}は、平成14(2002)年に過去最高の4,048件を記録して以降、自主防犯活動団体の設立や、市の青色回転灯パトロール車を活用したパトロールが開始されたことなどから年々減少する傾向にあり、平成26(2014)年から令和3(2021)年まで減少していましたが、新型コロナウイルス感染症の行動制限の緩和に伴って、令和4(2022)年は令和3年の約1.3倍(158件増)、人口1万人当たり59.2件と増加しています。

^{*3} 刑法犯認知件数

「刑法」に規定された犯罪(交通事故によるものを除く)で、警察において被害届や告訴などを受理件数。

◆ 成都市の刑法犯認知件数及び人口1万人当たりの犯罪発生件数



	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
刑法犯認知件数	1,858	1,523	1,495	1,418	1,251	1,008	784	617	775
人口1万人当たりの 犯罪発生件数	141.4	115.6	113.0	106.5	93.7	75.9	59.4	47.3	59.2
12月末日現在 住民基本台帳人口	131,418	131,739	132,334	133,098	133,456	132,735	131,833	130,318	130,944

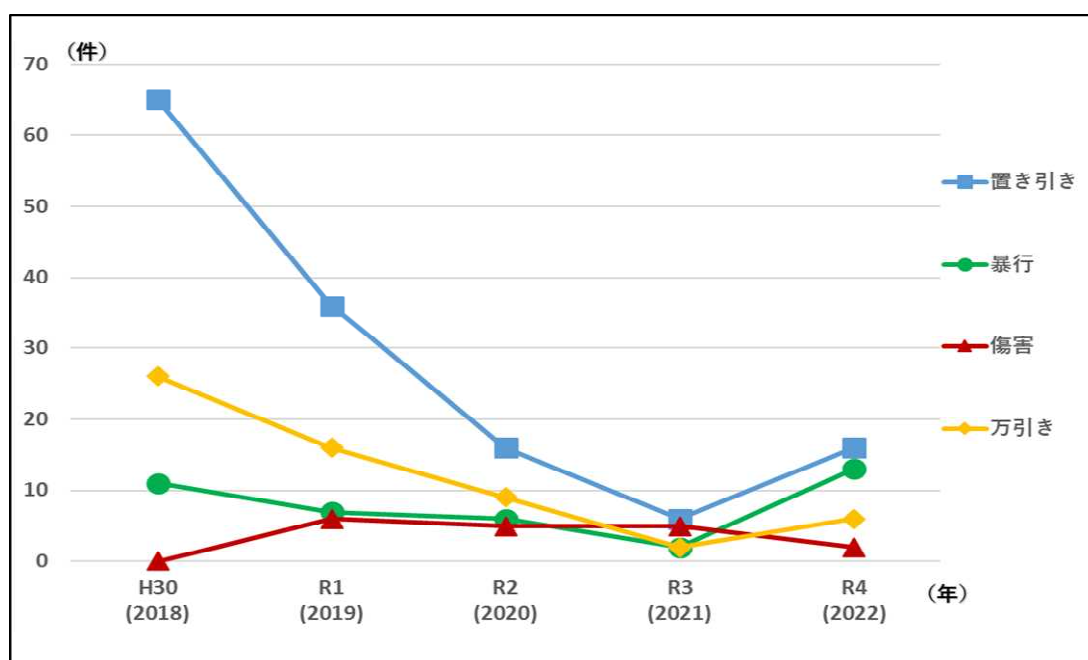
(2) 成田国際空港警察署管内（成田市内）

成田国際空港警察署管内では、新型コロナウイルス感染症の流行による出入国制限に伴って、航空旅客数が減少したことから、令和 2(2020) 年から 4(2022) 年は大幅に減少しています。しかし、令和 4 年は徐々に出入国制限が緩和され、旅客数も増加したことから、刑法犯認知件数は令和 3(2021) 年の約 1.8 倍に増加しました。また、罪種別にみると、旅客の手荷物を狙う置き引きや土産物店等における万引き、旅客による暴行及び傷害が発生しており、成田国際空港警察署管内で認知される手口には特殊性があります。

◆ 成田国際空港警察署管内の主な罪種

() 内は構成比

種別 年	置 引 き	暴 行	傷 害	万 引 き	そ の 他	計
H30 (2018)	65 (31.2%)	11 (5.3%)	0 (- %)	26 (12.5%)	106 (51.0%)	208
R1 (2019)	36 (24.3%)	7 (4.7%)	6 (4.1%)	16 (10.8%)	83 (56.1%)	148
R2 (2020)	16 (23.9%)	6 (8.9%)	5 (7.5%)	9 (13.4%)	31 (46.3%)	67
R3 (2021)	6 (13.6%)	2 (4.5%)	5 (11.4%)	2 (4.5%)	29 (66.0%)	44
R4 (2022)	16 (20.5%)	13 (16.7%)	2 (2.6%)	6 (7.7%)	41 (52.5%)	78



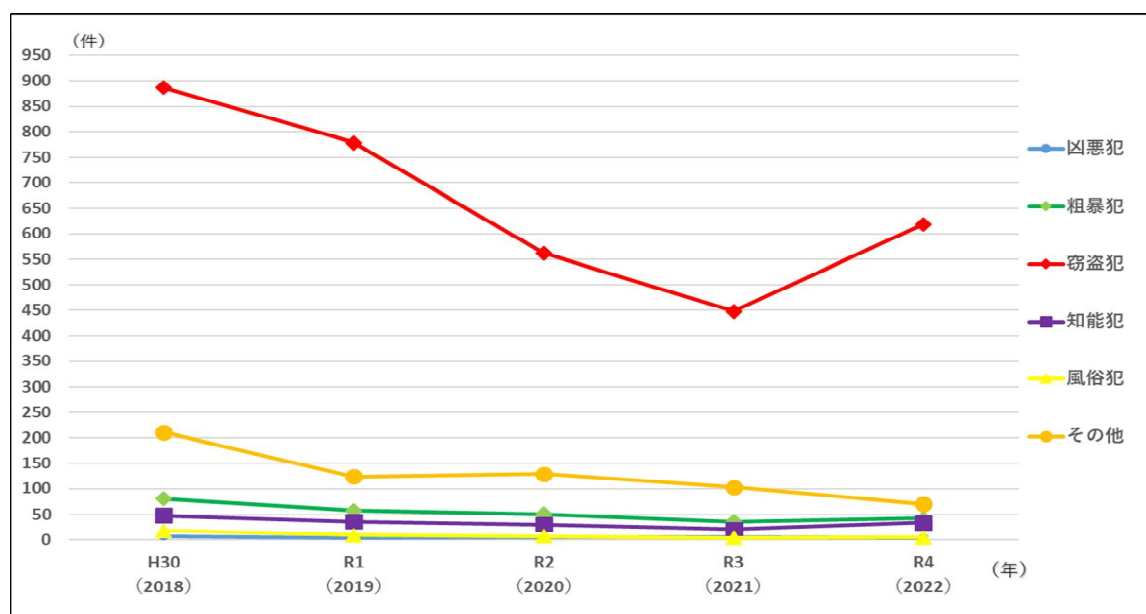
2. 罪種別認知件数の推移

4 ページ (1) 成田市内の罪種別認知件数を見ると、令和 2(2020) 年から令和 4(2022) 年にかけては新型コロナウイルス感染症が流行し、また行動制限もあったため、犯罪そのものの発生件数が大きく減少しました。しかし、令和 4 年は行動制限の緩和と共に犯罪発生件数も増加しており、中でも市民にとって最も身近で発生する窃盗犯の認知件数が約 8 割を占めています。

◆ 罪種別犯罪発生件数

() 内は構成比

罪種 年	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計
H30 (2018)	7 (0.6%)	80 (6.4%)	887 (70.9%)	48 (3.8%)	18 (1.4%)	211 (16.9%)	1,251
R1 (2019)	4 (0.4%)	57 (5.6%)	778 (77.2%)	36 (3.6%)	9 (0.9%)	124 (12.3%)	1,008
R2 (2020)	5 (0.6%)	51 (6.5%)	562 (71.7%)	30 (3.8%)	7 (0.9%)	129 (16.5%)	784
R3 (2021)	5 (0.8%)	36 (5.8%)	448 (72.6%)	21 (3.4%)	4 (0.7%)	103 (16.7%)	617
R4 (2022)	4 (0.5%)	43 (5.6%)	619 (79.9%)	34 (4.4%)	5 (0.6%)	70 (9.0%)	775



注: 罪種別の主な手口

凶悪犯…〔殺人、強盗、強姦、放火〕

粗暴犯…〔暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合〕

窃盗犯…〔空き巣、忍込み、事務所荒し、出店荒し、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、ひったくり、部品ねらい、自販機ねらい〕

知能犯…〔詐欺、横領〕

風俗犯…〔賭博、わいせつ〕

その他…〔住居侵入、占有離脱物横領〕

3. 窃盗犯罪の推移

刑法犯認知件数の一番大きな割合を占める窃盗犯の手口別の内容を見ると、自転車盗の占める割合が大きなものとなっています。令和 4(2022)年の発生件数 172 件の内、110 件が無施錠であり、発生場所は JR 成田駅や京成公津の杜駅周辺での被害が約 5 割を占めています。

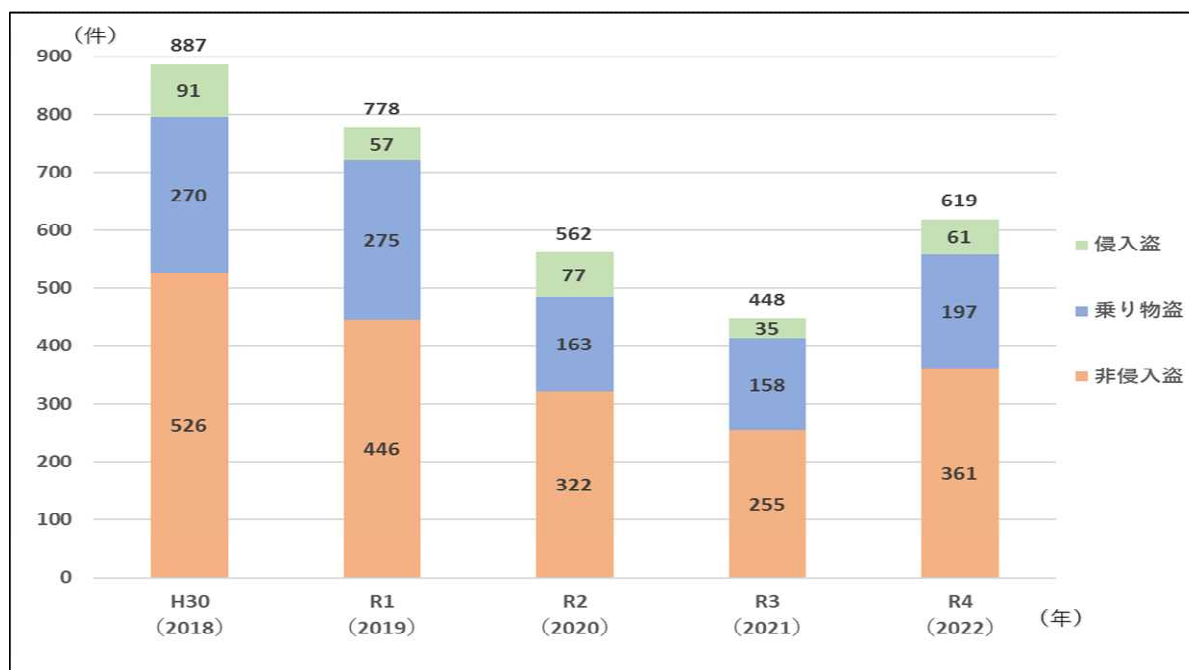
一方、手口別発生件数では、新型コロナウイルス感染症の流行による行動制限が行われた令和 2(2020)年以降は、全体的に減少傾向となっていますが、令和 4 年は車上ねらいや空き巣、部品ねらいが増加しています。

また、発生地区別では JR 成田駅、成田山参道、商業施設等を有する成田地区やニュータウン地区、公津地区での発生が大半を占めています。

◆ 窃盗犯の手口別発生件数

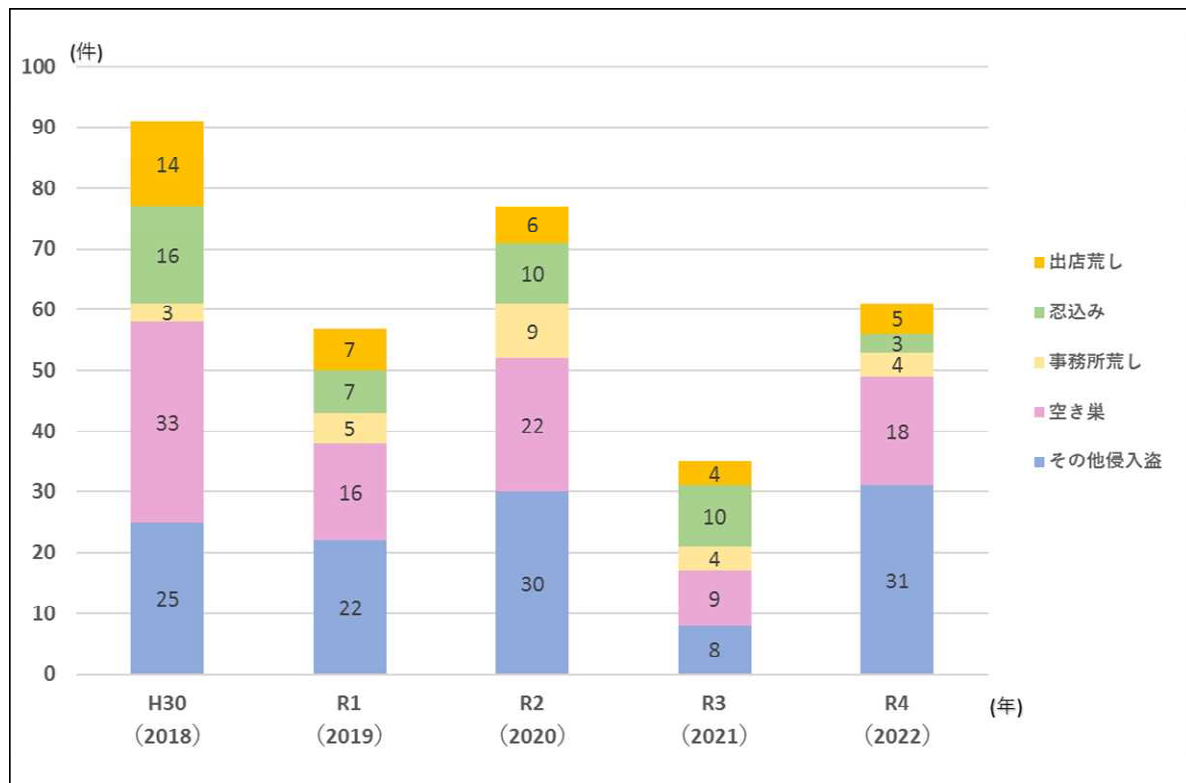
() 内は構成比

罪種 年	侵入盗					乗り物盗			非侵入盗					合計
	空き巣	忍込み	荒事務所	出店荒し	侵入の盗他	自動車盗	オート盗	自転車盗	車上ねらい	ひったくり	部品ねらい	自転車部品ねらい	非侵入盗他	
H30 (2018)	33 (3.7%)	16 (1.8%)	3 (0.3%)	14 (1.6%)	25 (2.8%)	46 (5.2%)	22 (2.5%)	202 (22.8%)	32 (3.6%)	7 (0.8%)	28 (3.1%)	28 (3.2%)	431 (48.6%)	887
R1 (2019)	16 (2.1%)	7 (0.9%)	5 (0.6%)	7 (0.9%)	22 (2.8%)	67 (8.6%)	12 (1.5%)	196 (25.2%)	38 (4.9%)	1 (0.1%)	30 (3.9%)	23 (3.0%)	354 (45.5%)	778
R2 (2020)	22 (3.9%)	10 (1.8%)	9 (1.6%)	6 (1.1%)	30 (5.3%)	28 (5.0%)	16 (2.8%)	119 (21.2%)	36 (6.4%)	0 (0%)	15 (2.7%)	11 (1.9%)	260 (46.3%)	562
R3 (2021)	9 (2.0%)	10 (2.2%)	4 (0.9%)	4 (0.9%)	8 (1.8%)	34 (7.6%)	26 (5.8%)	98 (21.9%)	24 (5.4%)	0 (0%)	15 (3.3%)	7 (1.6%)	209 (46.6%)	448
R4 (2022)	18 (2.9%)	3 (0.5%)	4 (0.6%)	5 (0.8%)	31 (5.0%)	10 (1.6%)	15 (2.4%)	172 (27.8%)	47 (7.6%)	0 (0%)	26 (4.2%)	11 (1.8%)	277 (44.8%)	619

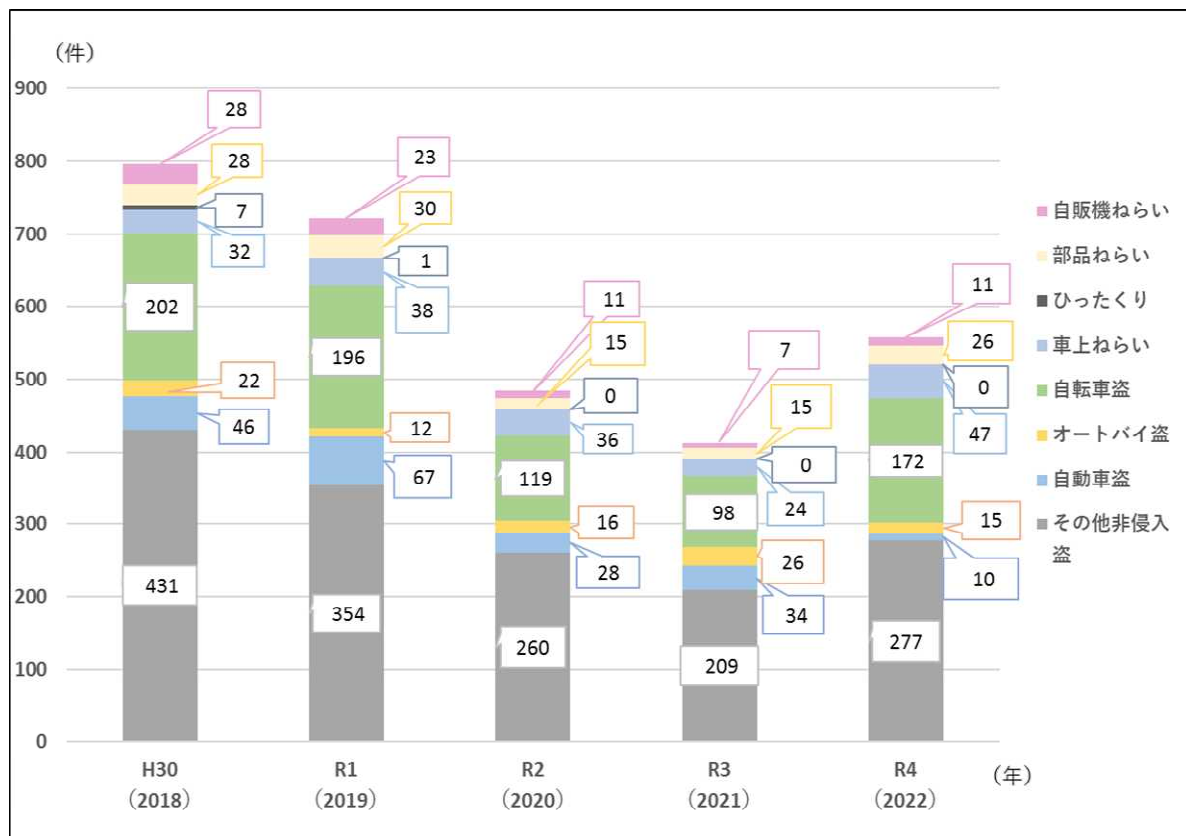


【窃盗犯の手口別発生件数内訳】

《侵入盗》



《非侵入盗》



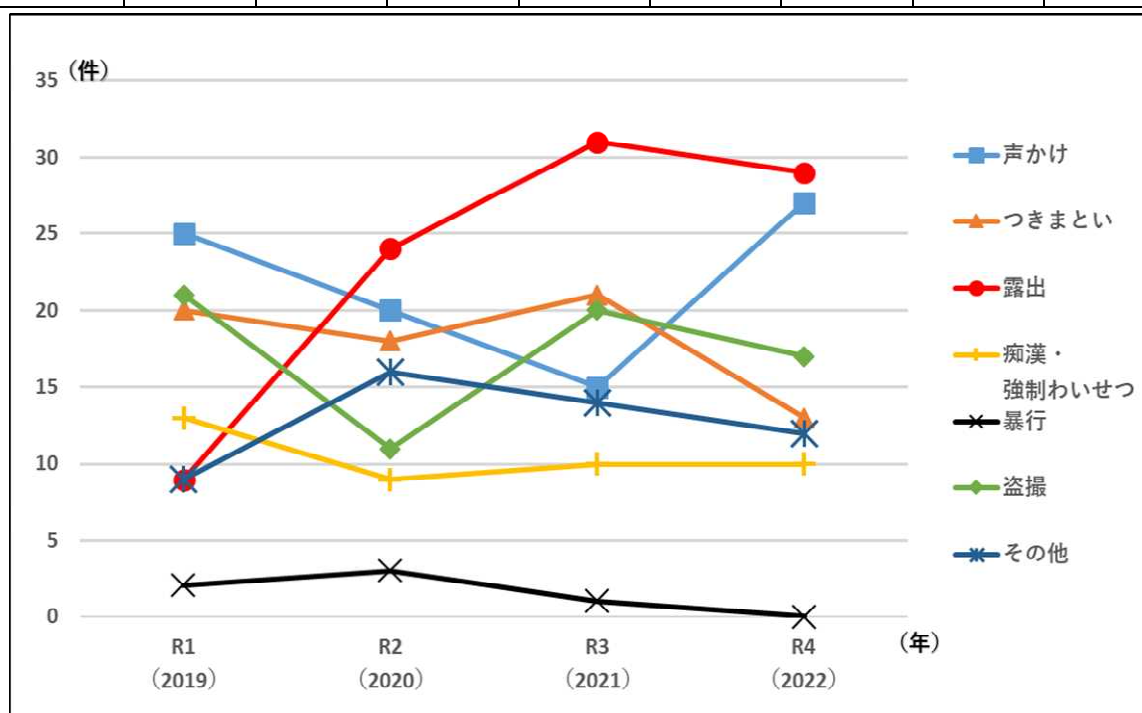
4. 風俗犯・前兆事案等発生の推移

前兆事案等とは、子どもや女性に不安を与える事案のことで、「露出」「暴行」「痴漢」などの犯罪行為のほか、子どもや女性に対する「声かけ」「つきまとい」など、その行為自体は犯罪行為には至らないものの、過去の事例から誘拐や性犯罪等に発展するおそれのある、犯罪の前兆的事案等の情報を言います。

令和元(2019)年からの前兆事案等認知件数は、大幅な増減はなく、横ばい状況です。しかしながら、JR 成田駅及び周辺での声かけ事案の増加、加良部地域を中心としたニュータウン地区内での不同意わいせつ（陰部露出）が発生しているほか、JR 成田駅や京成成田駅のエスカレーターでの盗撮事件の発生が増えています。

◆ 各年の不審者情報件数

年	罪種	声かけ	つきまとい	露出	痴漢・ 強制わいせつ	暴行	盗撮	その他	計
H30 (2018)		17	8	8	3	2	0	17	55
R1 (2019)		25	20	9	13	2	21	9	99
R2 (2020)		20	18	24	9	3	11	16	101
R3 (2021)		15	21	31	10	1	20	14	112
R4 (2022)		27	13	29	10	0	17	12	108



5. 電話 de 詐欺の被害状況

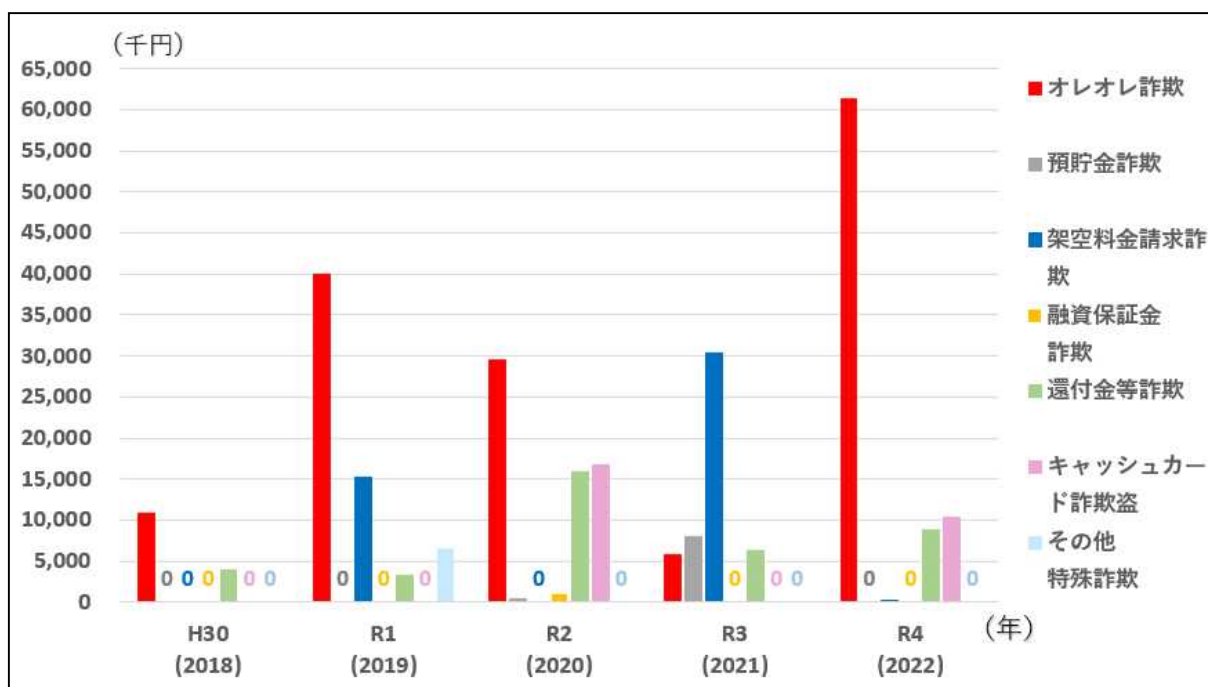
電話 de 詐欺^{*4} 認知件数は、市内においても依然として被害が発生しています。令和 4(2022) 年は、被害額が 8 千万円を超え、被害件数が多かった令和元(2019) 年を大きく上回り、深刻な状況にあります。電話 de 詐欺の手口が年々巧妙になっていることもあり、引き続き対策が必要です。

*4 電話 de 詐欺

平成 27(2015) 年 8 月より使用している千葉県独自の広報用名称で、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺等の総称。

◆ 電話 de 詐欺被害状況（成田警察署管内）

年		成田警察署 管内	内訳						
			オレオレ詐欺	預貯金詐欺	架空料金請求 詐欺	融資保証金 詐欺	還付金等詐欺	キャッシュ カード詐欺盗	その他 特殊詐欺
H30 (2018)	件数(件)	12	9	0	0	0	3	0	0
	金額(円)	14,790,269	10,871,000	0	0	0	3,919,269	0	0
R1 (2019)	件数(件)	32	24	0	2	0	2	0	4
	金額(円)	64,942,380	40,035,000	0	15,233,000	0	3,281,380	0	6,393,000
R2 (2020)	件数(件)	27	7	2	0	1	9	8	0
	金額(円)	63,483,940	29,545,000	441,000	0	939,045	15,877,889	16,681,006	0
R3 (2021)	件数(件)	17	5	5	2	0	5	0	0
	金額(円)	50,423,957	5,765,000	8,000,000	30,322,000	0	6,336,957	0	0
R4 (2022)	件数(件)	26	15	0	1	0	6	4	0
	金額(円)	80,650,462	61,320,000	0	70,000	0	8,860,462	10,400,000	0



・電話 de 詐欺（特殊詐欺）の 10 類型

電話 de 詐欺（特殊詐欺）の手口について、令和 2(2020)年 1 月 1 日より以下の 10 種類に分類されています。

オレオレ詐欺

親族等を名乗り、「会社の書類が入ったかばんをなくした。お金が必要」などと言って、金銭等をだまし取る（脅し取る）手口です。

預貯金詐欺

警察官や銀行協会職員等を名乗り、「あなたの口座が悪用されている。キャッシュカードを交換する必要がある」等と言ったり、役所の職員等を名乗り、「医療費の還付金がある。こちらで手続きをするのでカードを預かる」等と言って、暗証番号を聞き出した上でキャッシュカードや通帳をだまし取る（脅し取る）手口です。

架空料金請求詐欺

有料サイトや消費料金等について、「未払いの料金がある。今日中に払わなければ裁判になる」等とメールやハガキ（封書）で知らせ、金銭等をだまし取る（脅し取る）手口です。

還付金詐欺

市役所職員等を名乗り、「還付金があるので手続きしてほしい」等と言って、被害者に ATM を操作させ、被害者の口座から犯人の口座に送金させる手口です。

融資保証金詐欺

実際には融資しないのに、簡単に融資が受けられると信じ込ませ、融資を申し込んできた人に対し、「融資するには保証金が必要」等と言って、金銭等をだまし取る（脅し取る）手口です。

金融商品詐欺

価値が全くない未公開株や高価な物品等について嘘の情報を教えて、購入すればもうかると信じ込ませ、その購入代金として金銭等をだまし取る（脅し取る）手口です。

ギャンブル詐欺

「パチンコ打ち子募集」等と雑誌に掲載したり、メールを送りつけ、会員登録等を申し込んできた人に、登録料や情報料として金銭等をだまし取る（脅し取る）手口です。

交際あっせん詐欺

「女性紹介」等と雑誌に掲載したり、メールを送りつけ、女性の紹介を申し込んできた人に、会員登録料金や保証金として金銭等をだまし（脅し取る）手口です。

キャッシュカード詐欺盗

警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を名乗り、「キャッシュカードが不正に利用されている」等と言って、キャッシュカード等を準備させた上で、隙を見てキャッシュカードをすり替えて盗み取る手口です。

その他の特殊詐欺

上記の類型に該当しない特殊詐欺のことを言います。

第3章 市民意識調査の結果分析

1. 調査の目的と内容

この調査は、令和4(2022)年10月20日から同年11月9日にかけて、市民ニーズや市民の普段の行動様式を的確に把握することで、現行の成田総合計画「NARITA みらいプラン」第2期基本計画（令和2(2020)年度～令和5(2023)年度）の進捗状況を把握し、12年間の集大成となる第3期基本計画（令和6(2024)年度～令和9(2027)年度）の策定に活用することを目的として実施されたものです。

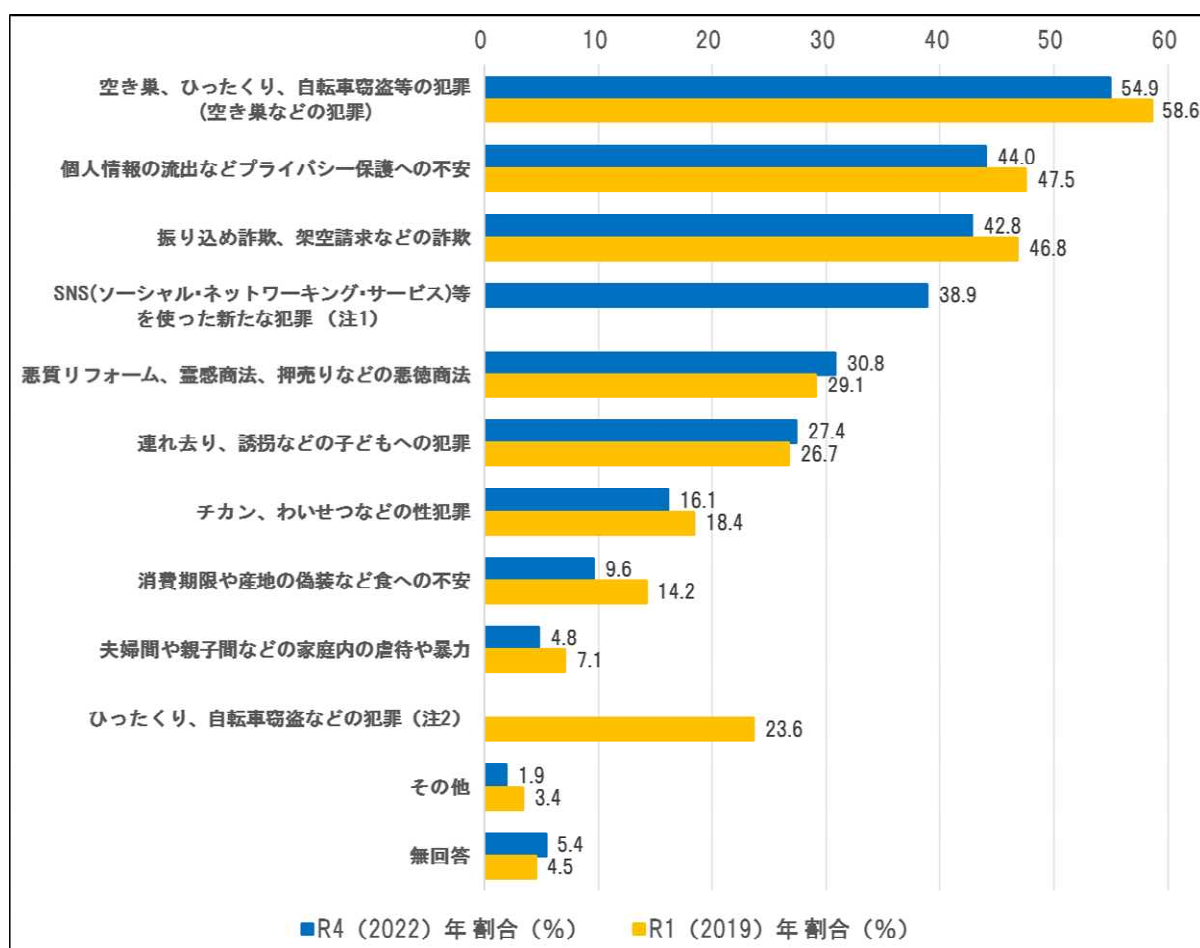
本市に居住する15歳以上の市民から無作為に抽出した5,000人を対象に調査を行った結果、回収件数は2,205件（回収率44.1%）でした。

各々の調査項目のうち、防犯関連の設問の調査結果は以下のとおりです。

2. 防犯関連設問の調査結果

【問 あなたの身の回りの犯罪等に関して、何か不安を感じることはありますか。】
（あてはまるものすべてを選択）

身の回りの犯罪等に関して不安を感じることは、「空き巣などの犯罪」が54.9%と最も多く、次いで「個人情報の流出などプライバシー保護への不安」が44.0%、「振り込め詐欺、架空請求などの詐欺」が42.8%となっています。令和元（2019）年度と比較して、大きな割合を占めるこれらの項目は若干の減少を示しているものの、「悪質リフォーム、靈感商法、押し売りなどの悪徳商法」に関することや「連れ去り、誘拐など子どもへの犯罪」において増加傾向を見せているほか、今回から新たに回答項目として追加した「SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）等を使った新たな犯罪」で38.9%を示し、4番目に高い割合を示しており、多くの方が不安を抱えていることがうかがえます。



(注1)「SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) 等を使った新たな犯罪」の選択項目は、R4(2022)年から新たに加わったもので、R1(2019)年の選択項目にはない。

(注2)「ひったくり、自転車窃盗などの犯罪」の選択項目は、R1(2019)年の選択項目にあったが、R4(2022)年から「空き巣、ひったくり、自転車窃盗当の犯罪」に統合した。

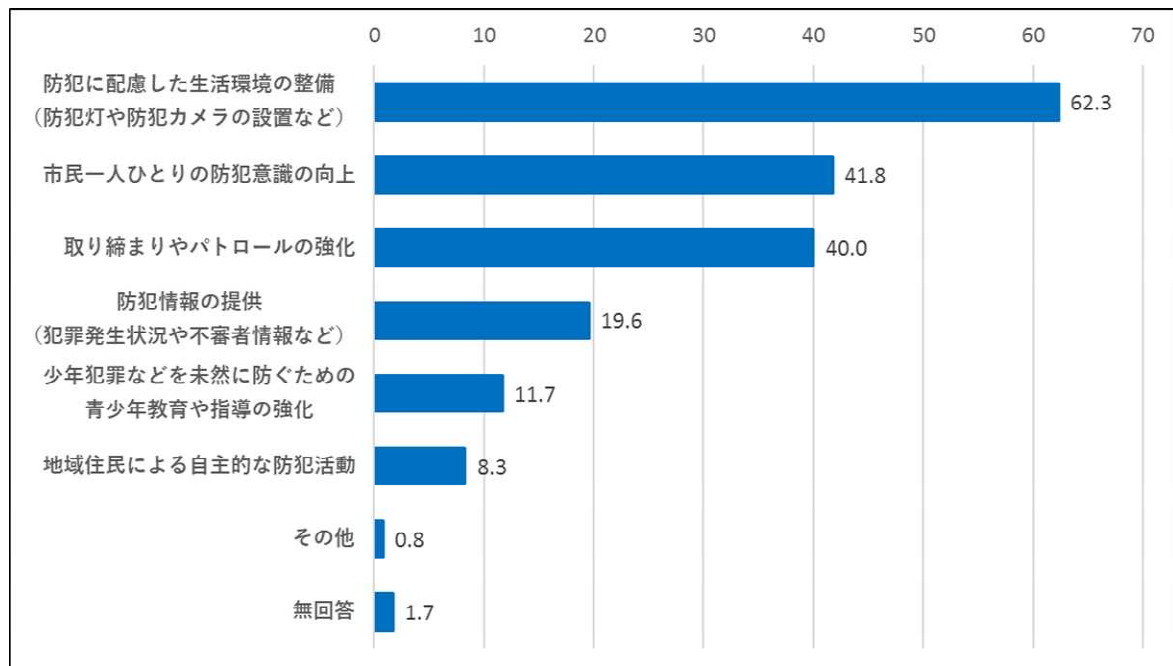
No.	選択項目	R4 (2022) 年		R1 (2019) 年	
		人数 (人)	割合 (%)	人数(人)	割合 (%)
1	空き巣、ひったくり、自転車窃盗等の犯罪 (空き巣などの犯罪)	1,211	54.9	1,276	58.6
2	個人情報の流出などプライバシー保護への不安	971	44.0	1,034	47.5
3	振り込め詐欺、架空請求などの詐欺	944	42.8	1,019	46.8
4	SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等を使った新たな犯罪	857	38.9	—	—
5	悪質リフォーム、靈感商法、押売りなどの悪徳商法	680	30.8	634	29.1
6	連れ去り、誘拐などの子どもへの犯罪	604	27.4	582	26.7
7	チカン、わいせつなどの性犯罪	356	16.1	400	18.4
8	消費期限や産地の偽装など食への不安	211	9.6	309	14.2
9	夫婦間や親子間などの家庭内の虐待や暴力	106	4.8	154	7.1
10	ひったくり、自転車窃盗などの犯罪	—	—	514	23.6
11	その他	41	1.9	74	3.4
12	無回答	119	5.4	99	4.5

【問 防犯対策についてどのようなことが重要だと思いますか。】

(あてはまるもの2つ以内を選択)

重要だと思う防犯対策については、「防犯に配慮した生活環境の整備（防犯灯や防犯カメラの設置など）」が62.3%と最も多く、次いで「市民一人ひとりの防犯意識の向上」が41.8%、「取り締まりやパトロールの強化」が40.0%となっています。

「防犯に配慮した生活環境の整備（防犯灯や防犯カメラの設置など）」に対する市民の高い関心は、犯罪を未然に防ぐ効果や事件解決につながる証拠映像としての働きに期待しているものと考えられます。



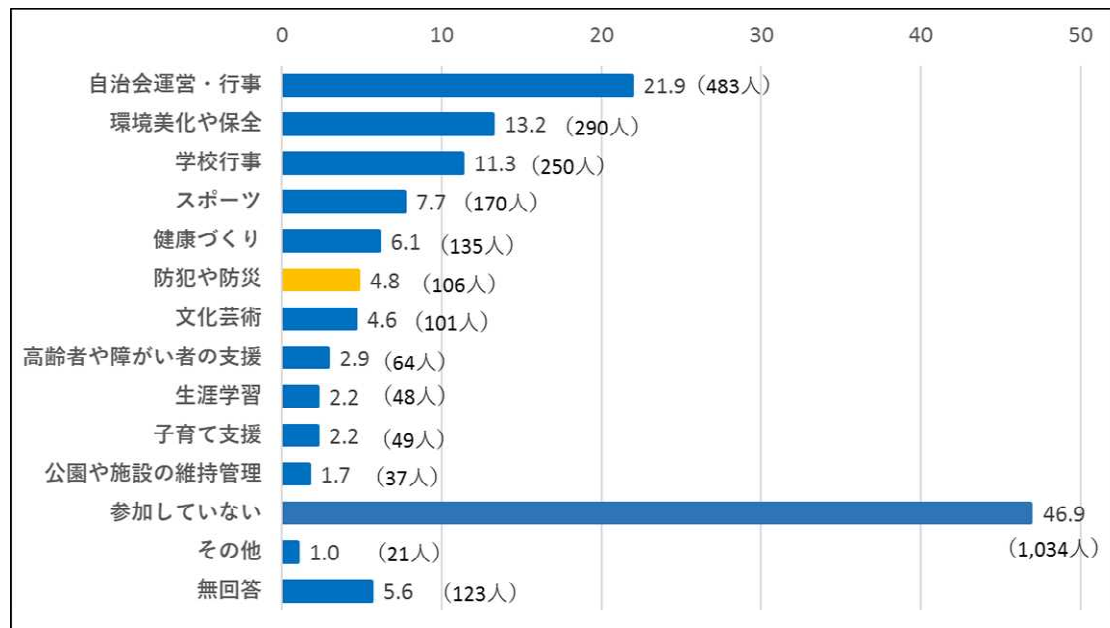
No.	選択項目	R4 (2022) 年	
		人数 (人)	割合 (%)
1	防犯に配慮した生活環境の整備 (防犯灯や防犯カメラの設置など)	1,374	62.3
2	市民一人ひとりの防犯意識の向上	922	41.8
3	取り締まりやパトロールの強化	881	40.0
4	防犯情報の提供 (犯罪発生状況や不審者情報など)	432	19.6
5	少年犯罪などを未然に防ぐための青少年教育や指導の強化	258	11.7
6	地域住民による自主的な防犯活動	183	8.3
7	その他	18	0.8
8	無回答	38	1.7

【問 あなたが現在参加している地域活動は何ですか。】

(あてはまるものすべてを選択)

地域活動に「参加していない」が46.9%で、「参加している」方の地域活動の種類は、「自治会運営・行事」が21.9%と最も多く、次いで「環境美化や保全」が13.2%で、「防犯や防災」はわずか4.8%にとどまっています。

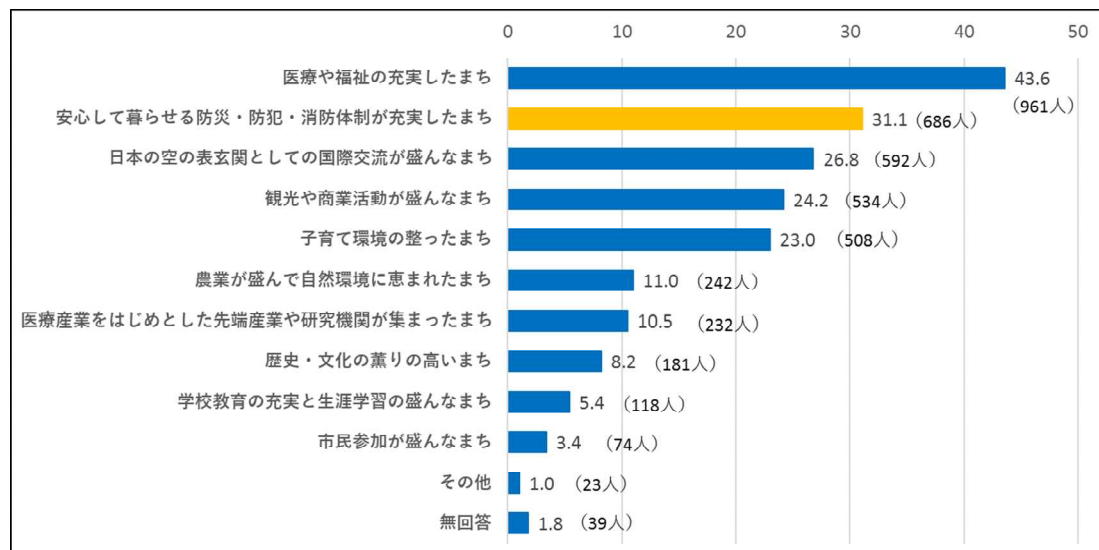
市民の関心度を高める方策を検討していくとともに、参加しやすい環境の整備が必要と考えられます。



【問 今後、成田市がどのようなまちになってほしいと思いますか。】

(あてはまるもの2つ以内を選択)

今後のまちへの希望については、「医療や福祉の充実したまち」が43.6%と最も多く、次いで「安心して暮らせる防災・防犯・消防体制が充実したまち」が31.1%となっており、安心して安全な暮らしへの期待度の高さが表れた結果となっています。



第4章 計画の基本方向

1. 計画の基本目標

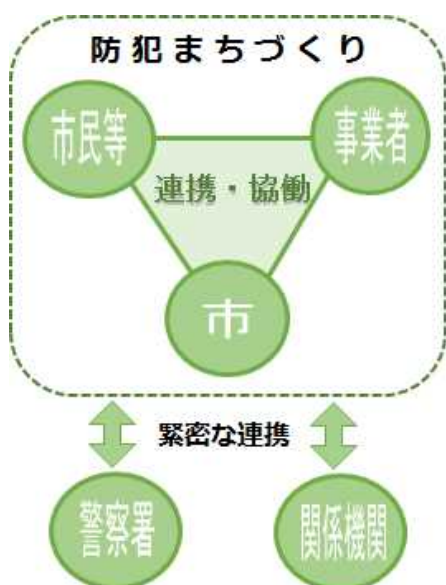
「市、市民等及び事業者がそれぞれの役割において、
連携・協働し、安心して暮らせる地域社会を実現する」

本計画では、犯罪機会論^{*5}の考え方に基づき、抵抗性・領域性・監視性の3要素（3つ）の観点から基本方針を定め、各種の施策を強化し、【犯罪を行おうとする者】に【犯罪の機会＝場所】を与えないことで犯罪を未然に防止します。

犯 罪 抑 止 の 素	抵抗性	犯罪者から加わる力を押し返す性質 《ハード面》一定して変化しない状態（鍵かけ、防犯ブザーなど） 《ソフト面》望ましい状態を維持しようとする意志（防犯意識の向上、情報収集など）
	領域性	犯罪者の力が及ばない範囲をはっきりさせる力 《ハード面》境界を設け他から区別されている状態（ガードレール・フェンス・門扉など） 《ソフト面》犯罪者の侵入を許さないという意志（パトロール、駅前番所、防犯看板）
	監視性	犯罪者の行動を把握し、犯罪を実行させない性質 《ハード面》周囲からの視線が犯罪者に届く状況（防犯カメラ、防犯灯、植栽管理など） 《ソフト面》主体的に関わろうという意志（あいさつ運動など）

^{*5} 犯罪機会論とは、犯罪が発生する原因に着目するのではなく、犯罪が発生する機会や場所に着目し、その機会や場所をなくすことで犯罪の発生を防ぐという考え方をいう。

計画の推進におけるそれぞれの連携・協働のイメージ



防犯まちづくり推進計画

犯罪抑止の3要素

・抵抗性・領域性・監視性

犯罪機会論を踏まえて各施策を展開し、犯罪抑止の3要素を強化することで、【犯罪を行おうとする者】から狙われる犯罪の機会＝場所をなくす。

犯罪の機会を与えない

2. 地域を構成する者のそれぞれの役割

安全で安心して暮らせる地域社会を実現するためには、警察署や市はもちろん、市民等及び事業者、その他関係者がそれぞれの立場でできることを行うことが基本であり、地域の構成員としてそれぞれの役割を認識し取り組んでいくことが必要です。

(1) 市の役割

計画に基づき関係機関や関係団体等と連携し、防犯まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、地域特性や社会情勢・犯罪情勢等を分析するとともに、防犯まちづくり推進協議会の意見等を踏まえ、必要により計画の見直しを図り、より効果的・効率的な施策を実施します。

取 組 み

- 市民等の防犯意識の高揚
- 自主防犯活動団体等への積極的な活動支援
- 子どもや高齢者等への安全対策
- 防犯に配慮した生活環境の整備
- 犯罪抑止対策の実施
- 警察と連携した防犯活動の実施、犯罪被害者等支援
- 再犯防止に向けた保護司や関係団体との連携、市民への理解促進

(2) 市民等の役割

市民等一人ひとりが防犯に対する意識を高く持ち、日常生活でできることから防犯対策を進め、犯罪の発生しにくい環境をつくっていくとともに、市や警察署、事業者等との協力のもと、まずは「自分たちのまちは自分たちで守る」といった防犯意識を高め、地域における自主防犯活動が活発化するよう努めるものとします。

取 組 み

- 防犯意識の向上及び犯罪情報の収集
- 個々における防犯対策の実施
- 地域での自主防犯活動への積極的な参加
- 地域のモラル・マナー向上への取り組み
- 市や警察等の防犯対策への理解・協力

(3) 事業者の役割

防犯まちづくりに対する理解を深め、自らの事業活動における防犯対策に取り組むとともに、地域の一員としての認識のもとに防犯意識を高め、市や警察が行う施策及び市民等の活動に対して積極的に協力するよう努めるものとしします。

取 組 み

- 防犯意識の向上及び犯罪情報の収集
- 事業所における防犯対策の実施
 - ・盗難や車上ねらいを防止するため、巡回警備を強化する
 - ・施設や駐車場等において、照明設備や防犯カメラの設置を推進する
 - ・新築時、増改築時または開発時には、防犯性を考慮した施設等とする
- 地域における自主防犯活動への積極的な参加
- 市や警察等の防犯対策への理解・協力

(4) 警察の役割

市民が不安を抱く犯罪や今後予想される犯罪を未然に防止するために、警戒活動を行うとともに、市、市民等及び事業者と緊密な連携を図り、犯罪の起こりにくい社会づくりを推進します。

取 組 み

- 犯罪の警戒と取り締まり
- 市の防犯対策への協力
- 地域での自主防犯活動への支援
- 犯罪情報等の提供

取 組 実 績

- 青色回転灯装着車による市内全域パトロール
 - ・ 防犯指導員と地域防犯推進員による 1 日 2 回の市内パトロール
 - ・ 業務委託による通学路防犯広報啓発パトロール
 - ・ 移動えきばん車による 365 日パトロール
 - ・ 自主防犯活動団体への青色回転灯装着車の貸し出し
- 駅前番所（えきばん）の年間を通じた設置
- 防犯・安全情報（電話 de 詐欺、行方不明者などの情報）の提供
- 防犯灯の設置及び維持管理
- 犯罪抑止対策重点地区を中心とした防犯カメラの設置及び管理
- 地域で活動する自主防犯活動団体などへの支援
- 市内駅前及び市街地での各種犯罪防止キャンペーン
 - （自転車盗難抑止、電話 de 詐欺被害防止、わいせつ事案抑止 等）
- 防犯まちづくり講演会
- 警察署の防犯対策への協力
 - （小学生の作成した「電話 de 詐欺」、成田警察署員が作成した「自転車の二重施錠」ポスター掲示 等）



小学生による「電話 de 詐欺防止」のポスター



自転車の施錠を呼び掛けるポスターによる
地道な啓発活動（成田警察署員作成）

- 市民等による防犯活動
 - ・ 地域の見守り活動、あいさつ運動、校外指導パトロール
 - ・ 祭礼・各種イベントでの見守り、安全指導
 - ・ 高齢者世帯への声掛け
 - ・ 危険箇所・防犯灯点灯・剪定樹木等の確認
 - ・ 防犯看板の設置



成田祇園祭での合同パトロール

- 犯罪被害者等への支援

3. 成果指標の設定

安全・安心に暮らせるまちの実現のため、計画全体の長期的な目標として、各施策が有効に機能し、趣旨及び目標に沿って推進されているかを把握するため、成果指標及び目標値を設定します。

成果指標 <安全を示す>

犯罪の発生率を表す「人口1万人当たりの犯罪発生件数」を「安全」を示す成果指標として設定します。

第1次から第3次計画では平成8(1996)年当時の治安水準(人口1万人あたりの犯罪発生件数 135.2 件)に回復することを目標として定め施策を展開したところ、平成27(2015)年に目標値を達成し115.6件に減少したことから、第4次計画では新たに目標値を80.0と設定しました。

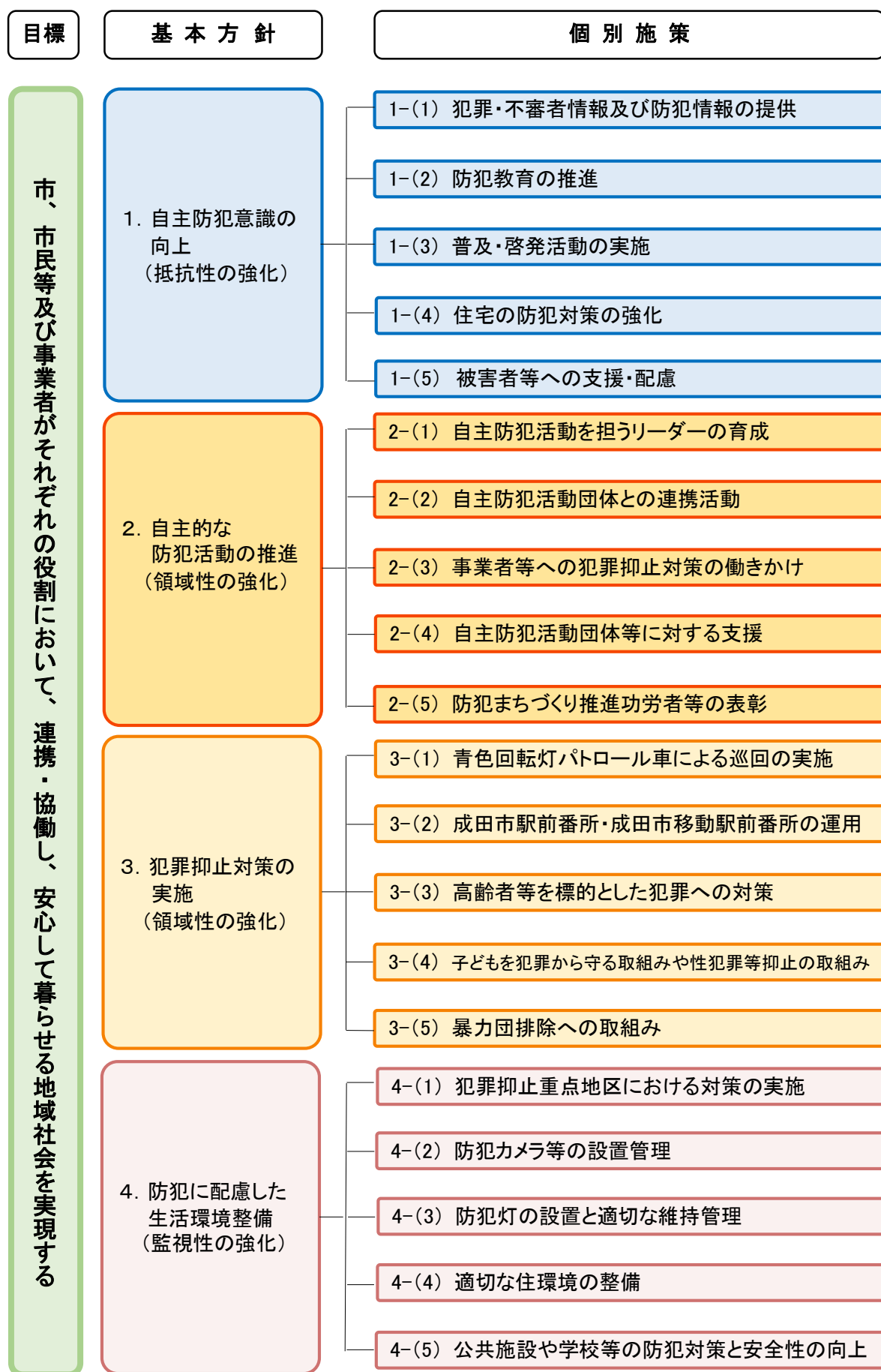
その後、令和2(2020)年から令和3(2021)年においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動の停滞や人の流れが減少したことで、犯罪発生件数は第4次計画策定時の想定を超える大幅な減少を示し、令和3年には47.3件まで減少しました。

一方、令和4(2022)年は、全国的に犯罪の発生件数が増加に転じ、59.2件を示したことから、今回の第5次計画における令和9(2027)年の目標値を、増加に転じた令和4(2022)年を下回る59.0件と設定しました。

引き続き、乗り物盗や空き巣など刑法犯認知件数で一番大きな割合を占める窃盗犯罪や、本市においても依然として大きな被害が生じている電話de詐欺の抑止対策など、犯罪件数の減少に努めます。

成 果 指 標	平成30年 (2018) 実績値	令和4年 (2022) 直近実績値	令和9年 (2027) 目標値
人口1万人当たりの 犯罪発生件数	93.7	59.2	59.0

4. 施策の体系



第5章 施策の展開

基本方針1. 自主防犯意識の向上（抵抗性の強化）

市民一人ひとりが自らの安全は自らが守るという意識を高めることで、犯罪者の標的になりにくくするための取り組みです。

本市における刑法犯認知件数のうち、一番大きな割合を占める窃盗犯は、市民一人ひとりの防犯意識を向上させることで未然に防止できるケースが多いと考えられます。犯罪の被害に遭わないためには、日頃から犯罪の発生状況や対策などの情報に接することにより、対処できるようにしておくことが有効です。

防犯知識の普及・啓発や犯罪発生の情報提供を行うことで、市民一人ひとりの自主防犯意識を向上し犯罪に対する抵抗性の強化を図ります。

個別施策1-(1) 犯罪・不審者情報及び防犯情報の提供

実 施 策

○「なりたメール配信サービス」による犯罪情報・不審者情報の提供

警察署や関係機関等との情報共有を図り、パソコンや携帯電話で情報を迅速に伝達することができる「なりたメール配信サービス」を活用して、犯罪の発生情報などを提供します。また、これらの情報が多くの市民等に行き届くよう、登録に際しては、広報紙やホームページ等での周知を行うほか、警察署や関係団体の広報紙、講話・啓発キャンペーンなどの機会を通じた呼びかけについても協力を要請し、登録者数の増加に努めます。

指 標 名	実績値 令和4(2022)年度	目標値 令和9(2027)年度
なりたメール配信サービス (防犯・安全情報)登録者数	14,492名	16,000名

【なりたメール配信サービス】

配信される内容

- ・防災行政無線情報…放送内容のお知らせ
- ・防災情報…各種警報、竜巻注意情報、震度3以上の地震
- ・防犯・安全情報…振り込め詐欺、行方不明、犯罪発生状況
- ・大気に関する情報…光化学スモッグ、PM2.5等
- ・消防情報…火災発生案内等

なりたメール配信サービス

登録用QRコード



○ 各種広報媒体による防犯情報の提供

市の広報紙やホームページ、市民課の広告モニターや民間企業の広告媒体も活用しながら、防犯に関する情報を掲載することにより、防犯対策の必要性について発信し、防犯に関する知識の普及に努めます。

- 防犯まちづくり指導員、駅前番所員による防犯情報の提供
防犯事務所や駅前番所を訪れる市民等に対し、また、巡回中での声かけ等により、防犯に関する情報提供を行います。
- 外国人住民への犯罪情報の提供・防犯に関する理解の促進
なりたメールを活用した多言語による犯罪者情報等の配信により、安全・安心の確保につなげるほか、警察署等の関係機関と連携し、様々な機会における啓発活動を通じて、防犯に対する理解が深められるよう努めます。

個別施策 1-(2) 防犯教育の推進

実 施 策

- 防犯まちづくり講演会の開催
市民一人ひとりに防犯まちづくりの必要性を認識していただくきっかけとなるよう、年 1 回、関連分野に精通する講師を招いて講演会を開催し、防犯意識の向上を図ります。
※令和 2(2020)年度～4(2022)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止
- 防犯講話の実施
市民等が集まる行事等の開催に合わせ、防犯講話を実施することで一人でも多くの方が防犯意識を高めるきっかけとすることができるよう、機会を捉えて主催者等へ積極的に働きかけを行います。特に、全国的に依然として大きな被害が発生している電話 de 詐欺においては、手口が年々巧妙化し、本市でも多くの被害が確認されており、高齢者が集まる行事などにおいて、警察署や社会福祉協議会をはじめ地域福祉の担い手となっている方々とも連携し、最新の犯罪動向や対策等をテーマにした防犯講話の実施を働きかけ、啓発物資の配布なども行いながら、防犯意識の普及啓発を図ります。
- 防犯に関する出前講座の実施
自治会や PTA、高齢者クラブなど 10 人以上の団体やグループからの要請に応じて、警察官や市職員、防犯まちづくり指導員（警察官経験者）を派遣し犯罪情勢や防犯に関する講座を行い、当該地区における犯罪の特性や最新の情報及び対処方法など学ぶ機会の充実を図ります。また、これらの機会を通じて各団体の防犯パトロール活動と市の防犯活動との連携を深め、活動の活性化や効果的な取組みの実施に向けての支援を行います。



地域の会議での防犯まちづくり指導員による講座（なりた知っ得出前講座）

○世代に応じた防犯教室の開催支援

保育園や幼稚園、小中学校、児童ホーム、高齢者クラブなど、各世代に応じた内容により、犯罪の被害者にならないための知識と危険に遭遇した場合の対処方法等を習得するための教室開催を支援します。

個別施策 1-(3) 普及・啓発活動の実施

実 施 策

○ 街頭キャンペーンによる防犯知識の普及

市、警察署、関係機関等の連携による街頭防犯キャンペーン等を実施し、市民等が防犯を身近に感じ関心を持てるよう、防犯対策に関する情報を提供し、知識の普及を目指します。

○ 防犯看板等の活用による防犯意識の啓発

防犯用の看板やのぼり旗を作成し、設置するとともに、区・自治会等のほか自主防犯活動団体や事業所等にも配布し、地域の実情・要望に合わせた意識啓発を行います。また、防犯用の看板等については、犯罪を行おうとする者に対し常に見られている印象を与える効果が保たれるよう、老朽化した看板を随時新しいものに更新するなど適切な管理に努めるほか、現在使用しているデザインをより人の目に留まるような内容に見直し、領域性の観点から「縄張り意識の向上」を図ることで、犯罪抑止効果を高めます。

○ 青色回転灯パトロール車による啓発活動

地域防犯推進員活動及び通学路防犯広報啓発活動、移動えきばん車による活動では、青色回転灯パトロール車による巡回等に併せて、各種犯罪被害の防止に向けた広報活動を実施します。

個別施策 1-(4) 住宅の防犯対策の強化

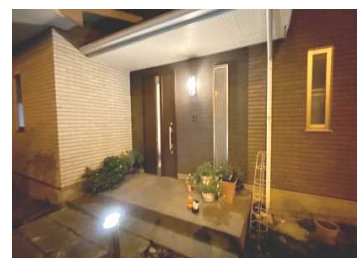
実 施 策

○ 一戸一灯運動^{*6}の実施

個々で実施可能な、自らの手で自ら（家族）を守る防犯対策として、夜間、各家庭や事業所等で門灯や玄関灯を点灯して屋外を明るくし、街頭犯罪や侵入盗などの犯罪を予防する「一戸一灯運動」を引き続き展開するとともに、市民等へ更なる周知を図り、協力を要請します。

*6 一戸一灯運動

夜間の犯罪防止のため、各戸の玄関灯や門灯を点灯することで、地域全体を明るくし、住民の防犯意識の高さを示すことにより、犯罪の発生しにくい環境をつくる運動



○ 防犯に配慮した住宅環境

ブロック塀などの死角が生じる環境を改善し、見通しの良いフェンス等の整備及び生垣などの適切な管理、窓サッシ等への補助錠などの設置を推奨し、普及啓発を行います。

○ 防犯診断の実施

ひったくりや空き巣などの侵入盗、車上ねらいや自動車盗などの窃盗犯が多発している地域を中心に、警察官や防犯まちづくり指導員（警察官経験者）が巡回し、被害に遭いにくい住宅環境の整備や防犯設備等について、情報提供や助言を行います。

個別施策 1-(5) 被害者等への支援・配慮

実 施 策

○犯罪被害者等の支援

成田市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪行為により傷害を受けた方または不慮の死を遂げた方の遺族に対し、支援金の支給その他の支援^{*7}を行うことにより、その生活の安定と精神的被害の軽減を図ることを目的に犯罪被害者等支援金を支給します。また、犯罪被害者等への各種支援を行っている（公社）千葉県犯罪被害者支援センターとの連携を強化するとともに、市の広報紙やホームページに支援事業を掲載し周知を図り、被害に遭われた方々に支援が行き届くよう努めます。

^{*7} その他の支援とは…被害者を支援する機関や民間団体等に関する情報提供、被害状況に応じた相談機関の紹介、本制度の周知を図るための広報啓発活動、犯罪被害を未然に防止するための活動

【支援内容】

・ 支援金の支給

傷害支援金：全治 2 週間以上 1 カ月未満	30,000 円
全治 1 カ月以上 3 カ月未満	50,000 円
全治 3 カ月以上	100,000 円

遺族支援金：300,000 円

・ 犯罪被害者等を支援する機関・民間団体等に関する情報の提供、相談機関の紹介等

基本方針 2. 自主的な防犯活動の推進（領域性の強化）

犯罪のない安全で安心な地域づくりには、犯罪者の力が及ばない範囲を明確に区切り、犯罪者を寄せ付けない環境の整備を行うことが重要です。

本市では、市民等が自主的に行う防犯パトロールを支援することで、犯罪を寄せ付けない地域作りを推進するとともに、自分たちの地域は自分たちで守るという意識の強化を図ります。

個別施策 2-(1) 自主防犯活動を担うリーダーの育成

実 施 策

○ 地域防犯推進員活動

一般公募の市民・教職員・PTA・防犯指導員、自主防犯活動団体代表者を地域防犯推進員へ委嘱し、防犯まちづくり指導員の指導のもと市の防犯パトロールに参加・協力することで、防犯に関する知識と経験を養い、地域における防犯のリーダーとして活躍する人材を育成します。また、防犯事務所等の集合場所に、警察からの情報を基にしたマップを作成し、ホットスポット（犯罪が起こりやすい場所）を視覚情報化することで、意識付けと情報共有を図り、効果的・効率的なパトロールに努めていきます。

指 標 名	実績値 令和 4 (2022) 年度	目標値 令和 9 (2027) 年度
活動回数	451 回	500 回
地域防犯推進員数	130 名	180 名

【地域防犯推進員】

活動時間 ①10:00～ ②14:30～ ③18:00～（各 2 時間程度）

活動日 月～金曜日

構 成 ・一般公募の市民 ・教職員 ・PTA
・防犯指導員 ・自主防犯活動団体



○ 地域における防犯指導員の活動への支援

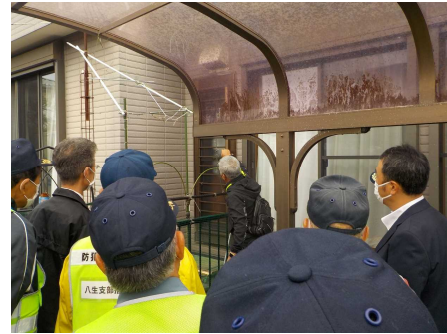
区・自治会等からの推薦により成田警察署及び成田防犯連合会から委嘱されている防犯指導員について、その役割を再認識していただくとともに、地域の防犯活動のリーダーとして自主防犯活動団体と連携した活動を行うことで、効果的な自主防犯パトロールが実施されるよう支援します。また、防犯指導員が地域単位で活動する支部において、犯罪抑止効果のある青色回転灯装着車を 1 台以上登録し、地域に密着したパトロールを実施します。

個別施策 2-(2) 自主防犯活動団体との連携

実施施策

○ 合同防犯現地診断の実施

地域の実情に合った防犯活動・防犯対策が行えるよう、警察署や自主防犯活動団体と合同で防犯診断と啓発活動を実施します。



警察・自主防犯団体の合同による防犯現地診断の様子

○ 駐輪場利用者への啓発活動

自転車の利用者に対し盗難被害に遭わないよう、適切な施錠ともう一つの鍵をかけることを推奨する活動を推進するほか、市営駐輪場の利用を促し、放置自転車を減少させるよう、警察署や自主防犯活動団体と連携し、啓発活動を実施します。



市内高等学校での啓発活動



啓発物資の一例（ダイヤル式ロック）

個別施策 2-(3) 事業者等への犯罪抑止対策の働きかけ

実施施策

○ 事業者との防犯に関する覚書締結による協力体制の強化

業務用車両に「防犯パトロール協力車」マグネットを張り付け防犯啓発を行うとともに、業務中に犯罪行為等を発見した場合、警察署や消防署へ通報していただくなどの「防犯への協力に関する覚書」について事業者との締結を進め、事業者による防犯パトロール等、各種防犯活動の促進を図ります。なお、成田市内の郵便局とは、「成田市と成田市内郵便局との包括連携に関する協定書」を締結しています。

指 標 名	実績値 令和 4(2022) 年度	目標値 令和 9(2027) 年度
覚書締結事業者数	25 事業者 ^{*8}	30 事業者
協力車両台数（バイク含）	1,124 台	1,250 台

※8 「防犯への協力に関する覚書」締結事業者(順不同)

- ・ヤマト運輸株式会社成田主管成田天神峰支店 ・東京電力ホールディングス株式会社成田支社
- ・千葉県ヤクルト販売株式会社東部支社 ・日本通運株式会社千葉東支店
- ・成田市農業協同組合 ・成田市個人下水道管理協会 ・有限会社久住興業
- ・株式会社キセキ関東甲信越成田営業所 ・フルヤ牛乳久住販売店
- ・京葉ガスリキッド株式会社千葉支社 ・株式会社緑環境 ・株式会社東電通千葉営業支店
- ・一般社団法人千葉県エルピーガス協会印旛支部成田地区会 ・読売新聞成田サービスセンター
- ・公益社団法人成田市シルバー人材センター ・農業生産法人株式会社カ・エール
- ・成田空港警備株式会社 ・有限会社萩 ・新町デイサービスセンター玲光苑

○「防犯かけこみ 110 番の店」の協力店の増加

市民等が犯罪の被害に遭った場合、または遭いそうになり事業所へ駆け込んできた場合に、一時保護及び警察への通報を行っていただく、「防犯かけこみ 110 番の店」の増加に向けて事業者へ協力を要請するとともに市民等に周知を図ります。

指 標 名	実績値 令和 4(2022) 年度	目標値 令和 9(2027) 年度
設置協力店舗数	116 店舗	150 店舗

○ 事業所（者）における防犯対策の強化

事業所における盗難や車上ねらいを防止するため、巡回警備の強化や照明設備の充実、防犯カメラの設置などの防犯対策を積極的に行う必要性について周知を図ります。

また、事業者が行う集客施設や住宅地の整備において、防犯灯の設置や死角が生じにくい環境とするなど、防犯上の配慮がなされるよう、開発事業者に対し、開発行為に関する事前協議などを通じて要請します。

個別施策 2-(4) 自主防犯活動団体等に対する支援

実 施 策

○ 自主防犯パトロール活動への物品支援

パトロールベストや青色合図灯など、防犯パトロールに必要な物品をはじめ、犯罪抑止効果の高い青色回転灯装着車の導入を促進するため着脱式青色回転灯を貸し出すことなどを通じて、自主防犯活動団体の設立及び活動の活性化を促し、継続的な活動を支援します。また、ウォーキングやランニング、犬の散歩等を行う市民に「ながら見守り活動」を呼びかけ、幅広い世代の方々の自主的な防犯活動への参加促進に努めます。

指 標 名	実績値 令和 4(2022) 年度	目標値 令和 9(2027) 年度
自主防犯活動貸出団体数	65 団体	75 団体

【貸出物品】

- ・ 防犯パトロールベスト
- ・ 防犯パトロール帽子
- ・ 防犯腕章
- ・ 青色合図灯
- ・ 車用蛍光マグネット
- ・ 車用青色回転灯



防犯パトロール実施中



○ 防犯パトロールへの同行

防犯まちづくり指導員が各地域で行う防犯パトロールに同行し、自主防犯活動を支援します。

○ 自主防犯活動の活性化

市が所有する青色回転灯パトロール車の貸し出しを行うことに加えて、活動に意欲的な自主防犯団体に対しては、個人の車両に青色回転灯を装着して行うパトロール活動を取り入れることを支援するなど、自主防犯活動の強化と活性化を図ります。

○ 学校安全ボランティアの組織化推進と活動への支援

学校教職員、保護者、地域住民が連携してパトロールや子どもの見守りを行う、学校安全ボランティアの組織化を推進し、必要な物品の貸し出しなどを通じて活動を支援します。

また、通学路などについて、領域性や監視性の観点から、登下校時の安全確保を図るため、学校、保護者、地域住民と連携して通学路の安全点検を行うなど、地域ぐるみで子どもを対象とした犯罪の抑止に取り組みます。

個別施策 2-(5) 防犯まちづくり推進功労者等の表彰

実 施 施 策

○ 防犯功労表彰による活動意欲促進

防犯まちづくり推進協議会において、防犯まちづくりに関し顕著な功績があった個人又は団体を表彰することにより、その功績をたたえ、活動意欲の向上と自主防犯活動の活性化を図ります。

【表彰基準】

(個人)

自主防犯活動団体に属し、または地域防犯推進員に委嘱され、継続して5年以上の活動をし、通算100回以上の活動実績がある者（退職した者を含む）。ただし、個人表彰において、過去に当協議会の表彰を受けた者及び学校教職員は除くものとする。

(団体)

自主防犯活動団体の結成後、継続して8年以上の活動をし、通算400回以上の活動実績がある団体。ただし、過去に当協議会の表彰を受けた団体については、最後の表彰から起算して同様の実績とする。

注：被候補者が基準となる日現在における団体の在籍要件を必要としない旨を明確にするため、(退職した者を含む)」という文言を追加

基本方針 3. 犯罪抑止対策の実施（領域性の強化）

本市では、青色回転灯パトロール車による巡回等を通じて犯罪の抑止を図るとともに、高い防犯意識を示すことで、犯罪者の侵入しづらい地域の環境が維持されるよう、領域性の強化に努めます。また、高齢者や子どもを狙った犯罪・性犯罪等の抑止についても、対策の強化を図ります。

個別施策 3-(1) 青色回転灯パトロール車等による巡回の実施

実 施 策

○ 防犯まちづくり指導員等によるパトロールの実施

警察官経験者である防犯まちづくり指導員が地域防犯推進員とともに、青色回転灯パトロール車または徒歩により、犯罪抑止重点地区を中心にパトロール活動を実施します。

○ 市職員による防犯パトロールの実施

市職員が公用車で市内を走行する際には、防犯ステッカーを車体に掲示し市民等に啓発を行うとともに、地域における異変に気を配り、防犯パトロール活動を行います。また、防犯パトロール活動の着眼点を市職員へ周知することで、効果的なパトロール活動に繋げるよう啓発に努めます。

○ 災害時の防犯対策

震災、大規模水害時における不在家屋や店舗等を狙った空き巣や窃盗被害、災害後の混乱に乗じた悪質商法や放火等を防ぐため、地域の防犯力の強化を支援します。

個別施策 3-(2) 成田市駅前番所・成田市移動駅前番所の運用

実 施 策

○ 成田市駅前番所（えきばん）の運用

J R 成田駅西口における市民及び駅利用者等の安全を確保するために開設した「成田市駅前番所」において、引き続き駅前番所員による立番を実施します。また、巡回については J R 成田駅西口に限らず東口や京成成田駅周辺へも活動範囲を広げ、警察と連携を図りながら警戒を強化し、犯罪の未然防止と、事件・事故発生時の被害拡大の防止に努めます。

○ 成田市移動駅前番所（移動えきばん）の運用

えきばんの防犯効果を市内全域に拡大するため、犯罪抑止重点地区と市内各駅、地区主要公園を主体に、青色回転灯を装着した移動えきばん車を駐留させて警戒にあたるとともに、犯罪・不審者情報発生箇所等を踏まえ、市内の巡回を行います。



成田市駅前番所（えきばん）



移動えきばん車

個別施策 3-(3) 高齢者等を標的とした犯罪への対策（電話 de 詐欺・悪質商法等の対策）

実 施 策

○ 電話 de 詐欺抑止対策に関する啓発等

高齢者等が電話 de 詐欺や悪質商法等の被害に遭わないよう、啓発キャンペーンの実施や広報紙、なりたメール等による注意喚起を行います。また、詐欺被害の予防には、犯人と直接話さないことが有効であり、在宅中も常時留守番電話設定にすることを推奨していきます。

このほか、電話 de 詐欺被害防止の自主的な対策についての支援や、前兆的な電話が特定の地域に増加した際に、青色回転灯パトロール車で発生地域を重点的に巡回し注意喚起するなど、警察や関係機関と連携して啓発活動を行い、被害の防止に努めます。



成田警察署と自主防犯団体が年金支給日に合同で実施している電話 de 詐欺抑止キャンペーン

○ 警察や民生委員等との連携による啓発活動

区・自治会等や自主防犯活動団体、事業者等に働きかけ、各種会合や配食サービス等の訪問の機会を活用した啓発活動を推進します。

また、身近な地域の警察や民生委員等により、地域の実情に即した防犯に関する啓発活動等が実施されるよう要請します。

○ 消費生活センターの利用促進や、SNS を使った犯罪等に巻き込まれないための知識の普及

消費生活に関するトラブルや悪質商法による被害などの相談を受ける「消費生活センター」の利用促進を図り、被害抑止に努めます。また、近年は SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を使った新たな犯罪も

目立っており、広報紙やホームページ等を通じて注意喚起を行います。更に、小中義務教育学校では、ネット社会における多様な犯罪に巻き込まれないため、警察署などによる講話を通じてその手口を知り、対策を学ぶなど、防犯に関する知識を身につけることの必要性について理解促進を図ります。

個別施策 3-(4) 子どもを犯罪から守る取組みや性犯罪等抑止の取組み

実 施 策

○ 通学路防犯広報啓発活動の実施

市内小中学校の学区を6つのブロックに分け、青色回転灯パトロール車6台により、下校時の安全確保と防犯広報啓発活動を実施します。

また、学校や教育委員会等と情報共有に努め、実施内容等の見直しを行いながら、活動の強化を図ります。

【通学路防犯広報啓発活動】

青色回転灯パトロール車 6台
パトロール隊員 30名
活動時間 通年 13:00～19:00



○ 子どもが加害者にならないための取組み

全国的に犯罪の低年齢化・凶悪化が進行しているなか、子どもが加害者となる犯罪を抑止することは今後の犯罪発生件数を減少させることとなり、安心して暮らせるまちづくりに重要です。

子どもの非行などの問題で悩んでいる方やいじめ等の被害に遭い悩んでいる子どもたちのため、千葉県少年センターや警察等との連携を図り、相談しやすい環境づくりに努めます。

○ 性犯罪を未然に防ぐ取組みと被害者への支援

性犯罪等を未然に防止するため、その前兆とみられる「声掛け」、「つきまとい」等の事案に対し、警察等と連携して予防的活動を行います。また性犯罪等は犯罪事実が潜在化しやすい傾向があるため、被害に遭った方が相談機関等で適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携して周知に努めます。

【予防的活動の一例（ちかん撲滅キャンペーン）】

警察主導のもと、高校生等も参加し、路上や階段、エスカレーターなど、犯罪の起こりやすい場所で痴漢や盗撮被害の防止に向けた注意喚起を行います。

また、千葉県警生活安全部抑止隊レディ「あおぼーし」による護身術訓練なども行います。



個別施策 3-(5) 暴力団排除への取組み

実 施 施 策

○ 広報・啓発活動の実施

社会全体から暴力団を排除するため、平成 24(2012)年に「成田市暴力団排除条例」を制定し、暴力団排除を推進しています。

暴力団が市民生活等に不当な影響を生じさせる存在であるという認識のもと、「暴力団を恐れない、暴力団に資金を提供しない、暴力団を利用しない」ことについて、警察等と連携し、市民等や事業者への周知・啓発に努めます。

○ 公共施設及び公共事業からの暴力団排除

暴力団による公共施設の利用を排除し、さらには公共事業や補助金の交付など市の事務事業等により暴力団が利益を得るなど不当な影響がないよう、入札資格を制限するなど各種規定に暴力団排除条項を整備します。

【成田市暴力団排除条例抜粋】

(目的)

第 1 条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 3 条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が市民生活及び事業活動に不当な影響を生じさせる存在であるという認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民、事業者その他関係機関及び関係団体の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市の事務等からの暴力団の排除)

第 9 条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業(以下この条において「市の事務等」という。)により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者(第3項において「暴力団密接関係者」という。)を市の事務等から排除するため、市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市長その他の執行機関は、前項に規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、当該措置を講ずるために必要な事項について、千葉県警察本部長(第13条第2項において「警察本部長」という。)に意見を聴くことができる。

3 市は、市の事務等に関して、その契約の相手方に対し、当該市の事務等により暴力団を利することとならないよう、下請契約その他の当該市の事務等の契約に関連する契約の相手方から暴力団員等又は暴力団密接関係者を排除するための必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

基本方針 4. 防犯に配慮した生活環境整備（監視性の強化）

防犯まちづくりを推進するためには、犯罪が起こりやすい場所をなくしていくことが重要となります。

本市では、防犯カメラの設置や防犯灯の LED 化等により監視性を強化するとともに、適切な住環境の整備や公共施設における防犯設備の整備を推進します。

個別施策 4-(1) 犯罪抑止重点地区における対策の実施

実 施 策

○ 犯罪抑止重点地区の指定

警察と協議の上、街頭犯罪が多発している地区やそのおそれがある地区を検証し、「犯罪抑止重点地区」として指定し、重点的に犯罪抑止対策を実施します。

個別施策 4-(2) 防犯カメラ等の設置管理

実 施 策

○ 街頭防犯カメラの設置管理

犯罪発生の抑止を目的として、犯罪抑止重点地区や不審者情報発生箇所等に、97 台（令和 5（2023）年 4 月 1 日現在）の街頭防犯カメラを設置しています。

市民等の安全・安心の向上につなげるため、今後においても、犯罪発生状況等を踏まえ効果的な設置に向けた検討を行い、街頭防犯カメラの設置拡充に積極的に取り組みます。また、既存の街頭防犯カメラの老朽化が進んでいることから、それらの更新の際には、カメラの位置や画角などを再検証し、設置箇所の再考等も含め、より効果的な設置に努めます。

○ 区・自治会等による防犯カメラ設置の支援

防犯カメラの設置を希望する区・自治会等からの防犯カメラに関する相談に対し、設置及び適正な管理についての情報提供及び助言を行うとともに、設置費に対する補助金を交付し支援を行います。

また、「成田市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき、防犯カメラの有用性とプライバシー保護の調和を図ります。

○ 施設防犯カメラの設置管理

市の施設内に防犯カメラを設置することで、利用者の安全の確保を図るなどの目的により、234 台（令和 5（2023）年 4 月 1 日現在）の施設防犯カメラを設置しています。成田市施設防犯カメラの設置及び運用に関する要綱により、施設利用者の権利の保護と市の施設の適正な管理を行います。

○ ドライブレコーダーを活用した防犯対策

ドライブレコーダーを搭載した青色回転灯パトロール車や公用車を動く防犯カメラとして活用することで監視性の強化を図り、犯罪抑止に努めます。

○ 街頭防犯カメラの設置を周知するための路面シートの設置

街頭に防犯カメラを設置していることについて、個人情報及びプライバシー配慮の観点から周知を図るとともに、より犯罪抑止効果を高めるため、路面シート等を作成し設置します。また、本市においては観光等で訪れる外国人来訪者への配慮が必要であり、多言語表記に加えピクトグラムを活用しカメラの存在が誰にでもわかるように努めます。

個別施策 4-(3) 防犯灯の設置と適切な維持管理

実 施 施 策

○ 防犯灯の設置促進及び適切な維持管理

夜間の犯罪等の防止のため、LED防犯灯の設置を推進するとともに、防犯灯の不点灯などの不具合について通報する専用ダイヤルを 24 時間 365 日開設し、迅速に対応できる体制を整えます。また、地域で実施される防犯パトロール等においても、防犯灯の不具合などの確認を依頼することで早期の対応を図り、夜間における安全な環境の維持に努めます。

個別施策 4-(4) 適切な住環境の整備

実 施 施 策

○ 空き家等の適切な管理の促進

長期間放置され管理が不十分な空き家等は、雑草が繁茂し死角ができたり、防犯に対する意識が低くみられることにより、不審者の侵入や放火等の危険性はもとより、犯罪を誘発することが懸念されます。適切に管理されていない空き家等について、所有者や管理者に対し情報の提供、助言その他必要な援助を行います。

○ 空き地の適正管理の指導

空き地を放置し雑草等が繁茂することにより、火災や犯罪の発生が懸念されることから、所有者等に対し適正な管理を指導し良好な生活環境を保持することで、地域の防犯意識の高さを示し、犯罪者が近づきにくい環境を作ります。

○ 違反広告物の撤去

はり紙・立て看板等の違反広告物の撤去を行うことで景観を保全し、良好な都市環境づくりに努めます。

○ 落書き行為の防止

公園やトンネル、民家の塀等に書かれた落書きは犯罪行為にあたる場合もあり、割れ窓理論^{*9}では、落書きなどの軽い違反や乱れの放置は犯罪を誘発するとされています。管理者により速やかな消去が実施されるよう警察との連携を図るとともに、落書きの防止に向けて防犯パトロールでの監視を行います。

^{*9} 割れ窓理論とは

割れた窓を放置しておくなど軽い違反や乱れを放置しておく、住民のモラルが低下し、犯罪の発生や環境の悪化などに繋がるという理論。

個別施策 4-(5) 公共施設や学校等の防犯対策と安全性の向上

実 施 策

○ 公園の整備及び管理における防犯上の配慮

「誰でも入りやすく、外から見えづらい場所」は犯罪の起こりやすい場所と考えられます。公園の整備にあたっては、樹種や樹木の配置の工夫により外部からの視線が遮られることがないように見通しを確保し、死角が生じないように樹木等の剪定を定期的に行うとともに、危険が回避できる明るさを確保するための照明等の整備・維持管理に努めます。

○ 市営駐輪場の盗難防止対策の強化

すでに防犯カメラの設置や機械管理及び管理人配置による盗難対策が施されているJR成田駅西口駐輪場に加え、その他の市営駐輪場についても、管理人の巡回や二重施錠の啓発、看板等により、盗難防止対策の強化を図ります。

○ 駐車場の防犯設備の設置促進

警察等と連携し、民間駐車場をはじめ、集合住宅の駐車場などへの防犯設備の導入についての周知を図ります。

○ 不審者からの安全確保対策

学校や保育園、その他子育て関連施設などにおいて、不審者の侵入による子どもへの犯罪被害の未然防止及び安全確保のため、防犯用具の配備や不審者対策訓練を実施するなど、安全教育に努めます。

○ 防犯に配慮した施設管理の推進

学校・保育園等の防犯性を確保するため、門扉の施錠や、敷地内・建物内及び外部からの見通しを確保し、死角となる場所をなくすなど、安心して教育・保育が受けられる防犯に配慮した施設整備に努めます。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指す本計画を、円滑かつ総合的に実施するため、市民等、事業所、警察署及び関係機関等と連携、協働しながら、防犯活動の取組みを進めます。

そのために、主に次のような推進体制により本計画の着実な推進を図ります。

(1) 推進協議会の設置

計画を策定するにあたっては、公募委員、防犯関係団体の代表者、関係行政機関の代表等からなる「成田市防犯まちづくり推進協議会」を設置します。

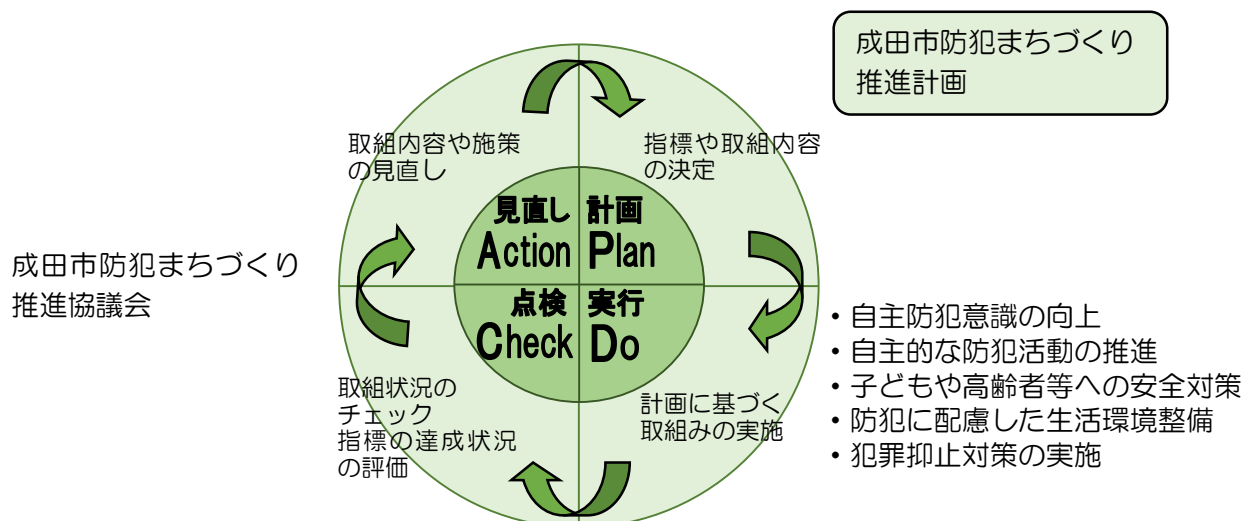
推進協議会では、計画策定後はその進捗状況についての検証を行うとともに、それぞれの立場で連携・協働すべき取組等について意見や提言を行い、総合的な計画の推進に努めます。

(2) 庁内の連携強化

安全で安心して暮らせる地域社会の実現は、全庁的な協力と連携のもとで取り組む必要があることから、情報を共有し、連携を強化することにより、施策の推進に努めます。

2. 計画の進捗管理

本計画については、随時進捗状況を把握し、適切な進捗管理に努めます。また、犯罪の発生状況や市民意識の変化等を把握するとともに、推進協議会及びその他関係団体等、庁内関係各課の意見等をふまえながら、より効果的な事業の展開に努めてまいります。



資料編

資料 1. 成田市防犯まちづくり推進計画策定経過

令和 5 (2023) 年

4 月		成田市インターネット市政モニターアンケート調査の実施
7 月	3 日	第 1 回成田市防犯まちづくり推進協議会開催 ・ 第 5 次成田市防犯まちづくり推進計画の策定について
11 月	6 日	第 1 回成田市防犯まちづくり推進計画策定委員会・幹事会
11 月	13 日	第 2 回成田市防犯まちづくり推進協議会開催 ・ 第 5 次成田市防犯まちづくり推進計画(素案)について
11 月	17 日	第 2 回成田市防犯まちづくり推進計画策定委員会・幹事会
12 月	15 日	パブリックコメントの実施
~1 月	15 日	

令和 6 (2024) 年

2 月	1 日	成田市防犯まちづくり推進協議会へ諮問 第 3 回成田市防犯まちづくり推進協議会開催 ・ 第 5 次成田市防犯まちづくり推進計画(案)について
2 月	7 日	成田市防犯まちづくり推進協議会より答申
3 月	6 日	3 月議会 策定報告

資料 2. 成田市インターネット市政モニターアンケート調査結果

「第 5 次成田市防犯まちづくり推進計画」の策定にあたり、市政モニターより「防犯に関する」意見等を伺うため、令和 5 年 4 月 14 日から 4 月 24 日までアンケート調査を実施し、1,009 人より回答があり回答率は 71.8%でした。

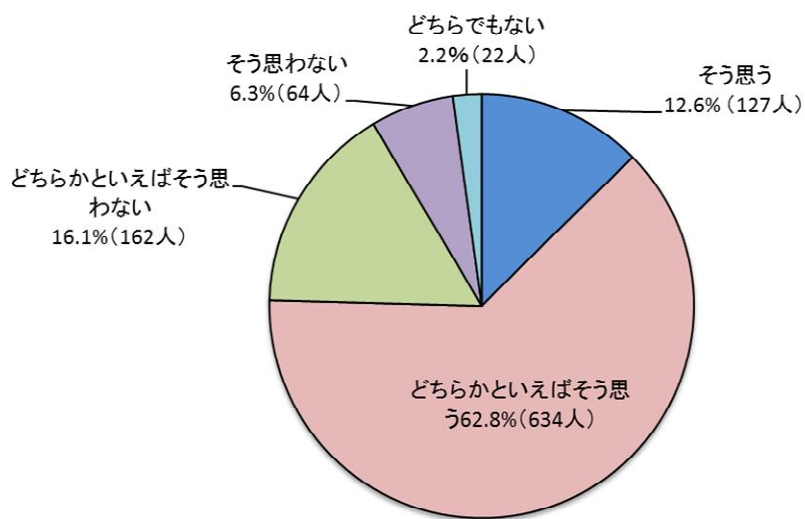
以下に主な結果を示します。

調査結果

成田市の治安について

○成田市の治安は良いと感じますかという問いに対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」という回答が 75.4%と全体の 7 割を超えており、多くの方が治安が良いと感じています。

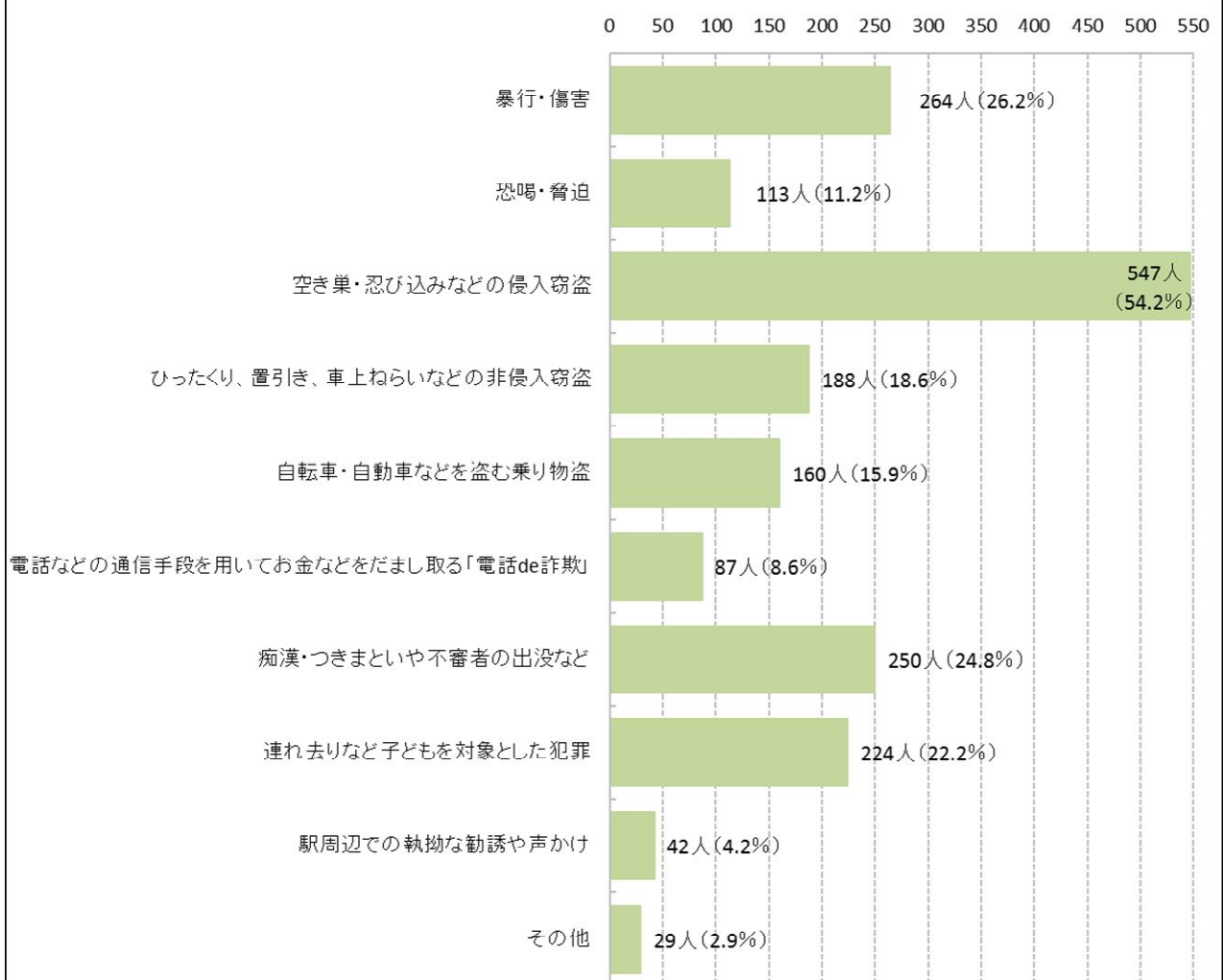
成田市の治安は、良いと感じますか。



どのような犯罪に不安を感じるか

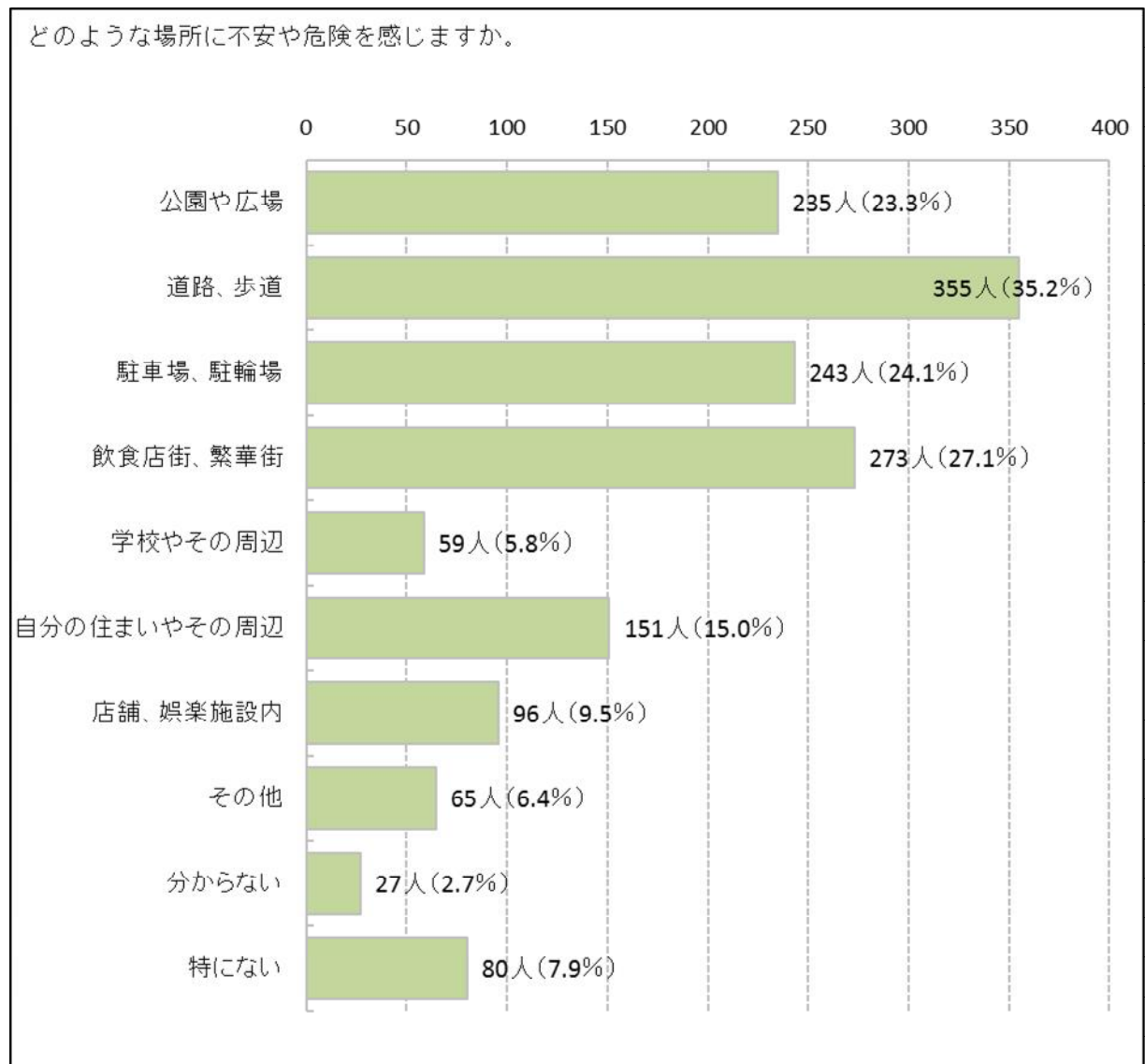
○不安を感じる犯罪として、「空き巣・忍び込みなどの侵入窃盗」(54.2%)という回答が最も多く、続いて「暴行・傷害」(26.2%)、「痴漢・つきまといや不審者の出没など」(24.8%)、「連れ去りなど子供を対象とした犯罪」(22.2%)などの回答が多くありました。これらの犯罪を抑止するためには、防犯パトロール等の強化に加え、自主防犯意識の向上や防犯教育の充実を図るなど、未然の防止に努めることが重要と考えられます。

あなたは、どのような犯罪や行為に不安を感じますか。



どのような場所に不安を感じるか

○不安や危険を感じる場所として、「道路、歩道」(35.2%)という回答が最も多く、続いて「飲食店街、繁華街」(27.1%)、「駐車場、駐輪場」(24.1%)や「公園や広場」(23.3%)という回答だった。人が多く集まる場所や、誰でも出入りできる場所などに危険性を感じていることから、フェンスを設置することで簡単に出入りできなくすることや、防犯カメラの設置、樹木の伐採などにより周りから見えやすくすることなどの対策が必要と考えられます。

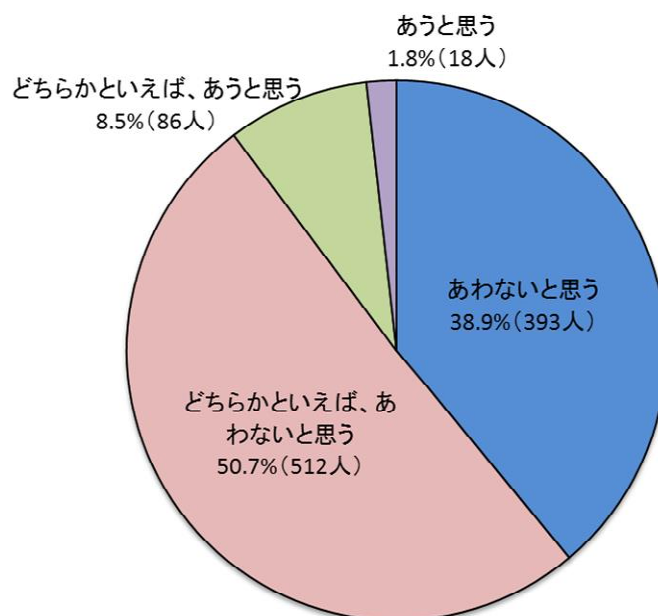


「電話 de 詐欺」の被害にあうと思うか。

○「あなたは、「電話 de 詐欺」の被害にあうと思いますか」という問いには、「あわないと思う」、「どちらかといえば、あわないと思う」という回答が 9 割近く（89.6%）に上った一方で、「どちらかといえば、あうと思う」「あうと思う」という回答はおよそ 1 割（10.3%）にとどまりました。

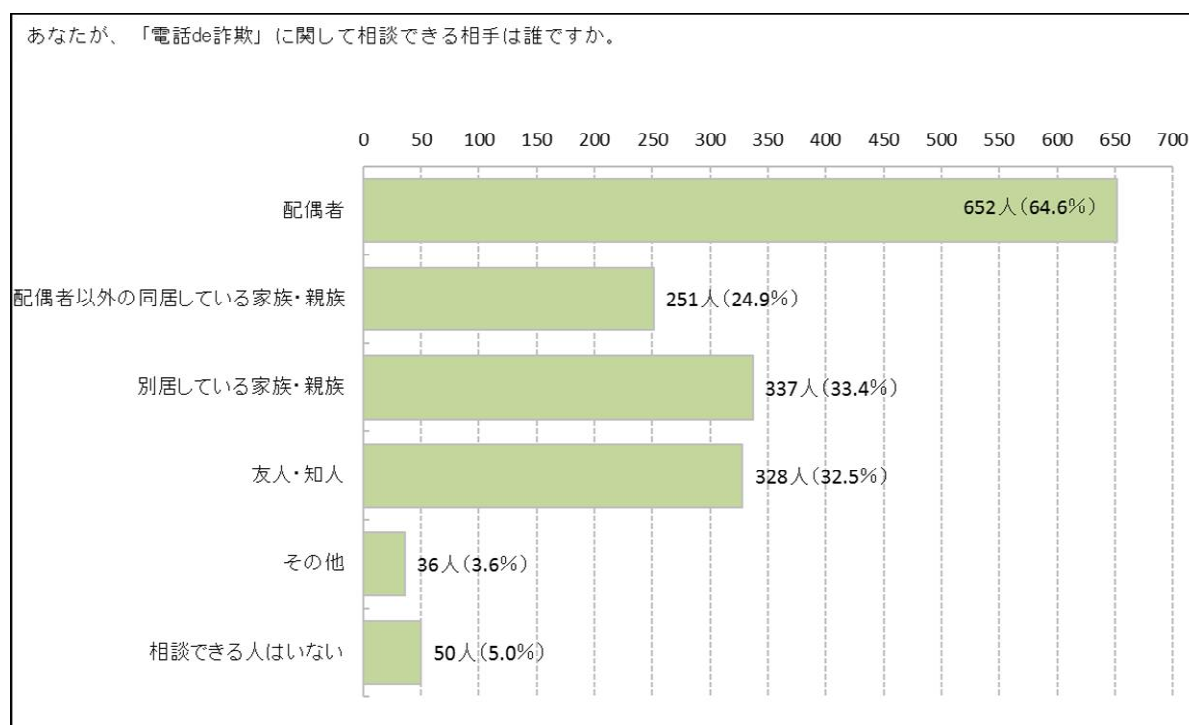
「電話 de 詐欺」は身近に迫った犯罪として認知されている一方で、被害にあった方は「自分は大丈夫」と考えていたという場合も多いことから、自らが「詐欺かもしれない」といった緊張感をもつことが重要です。また、啓発キャンペーンや広報紙、なりたメール配信サービス等を利用した注意喚起を通じて、自主防犯意識の向上を図ることで未然防止に繋がっていくと考えられます。

あなたは、「電話de詐欺」の被害にあうと思いますか。



「電話 de 詐欺」に関して相談できる相手は誰か。

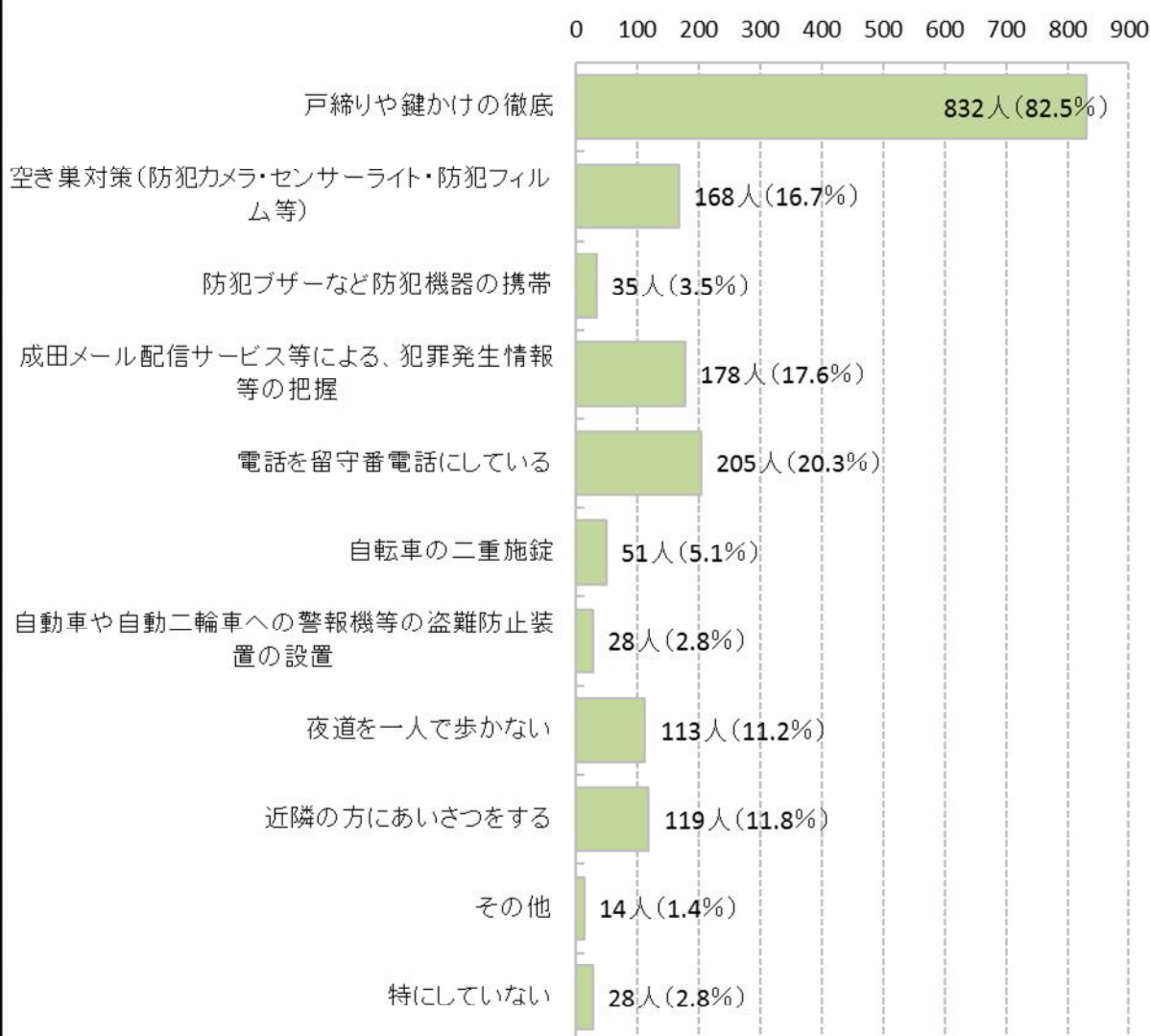
○配偶者（64.6%）が最も多く、続いて「別居している家族・親族」（33.4%）、
「配偶者以外の同居している家族・親族」（24.9%）となり、多くの方が配偶者
をはじめとして、家族や親族など身近な方を相談相手と考えています。一方、
「友人・知人」（32.5%）も比較的大きな割合を示しています。「電話 de 詐欺」
に対しては、留守番電話に設定することで、犯人と直接話をしないこと、また、
身近な人に相談することで被害を防げる場合が多く、怪しいと思ったら一人で
判断しないことが重要です。また、「電話 de 詐欺抑止啓発活動」などの啓発活
動を継続的に実施し周知に努める必要があります。



防犯対策について、日ごろから意識していることは

○「戸締りや鍵かけの徹底」(82.5%)が最も多く、続いて「電話を留守番電話にしている」(20.3%)、「成田メール配信サービス等による、犯罪発生情報等の把握」(17.6%)となっているほか、「空き巣対策(防犯カメラ・センサーライト・防犯フィルム)」(16.7%)として、防犯対策に意識的に取り組んでいる方が多いと考えられますが、他方、重点的にキャンペーンを行っている「自転車への二重施錠」(5.1%)については関心が低く、今後も啓発や周知等を積極的に行う必要があります。

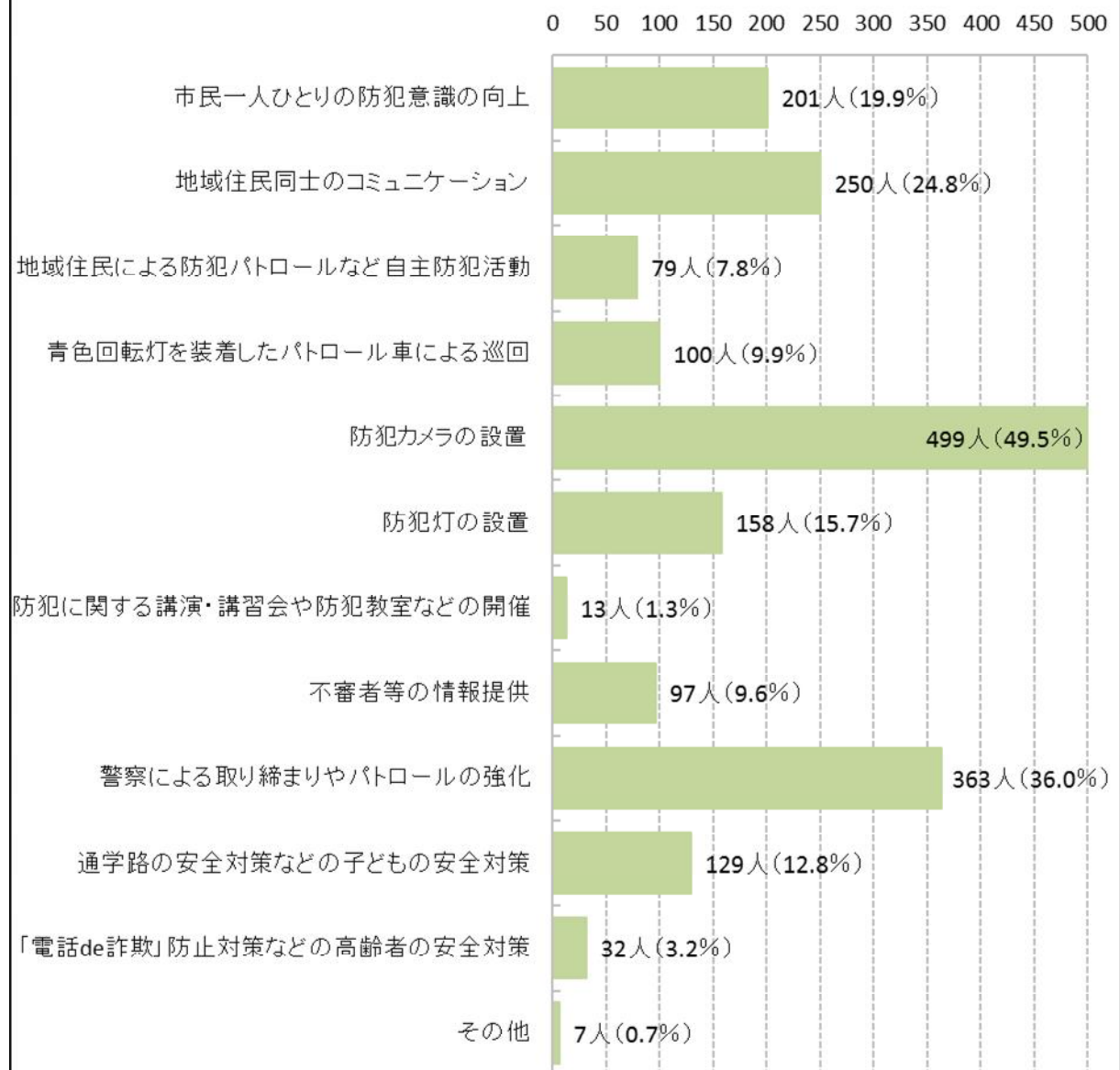
防犯対策について、日ごろから意識していることはありますか。



犯罪抑止効果があると思うのは何か

○犯罪抑止効果があると思うものとして、「防犯カメラの設置」(49.5%)という回答が最も多く、続いて「警察による取り締まりやパトロールの強化」(36.0%)、「地域住民同士のコミュニケーション」(24.8%)、「市民一人ひとりの防犯意識の向上」(19.9%)となっています。個人の防犯意識を高めるとともに、地域、行政、警察などが一体となり、犯罪抑止に努めることが求められています。

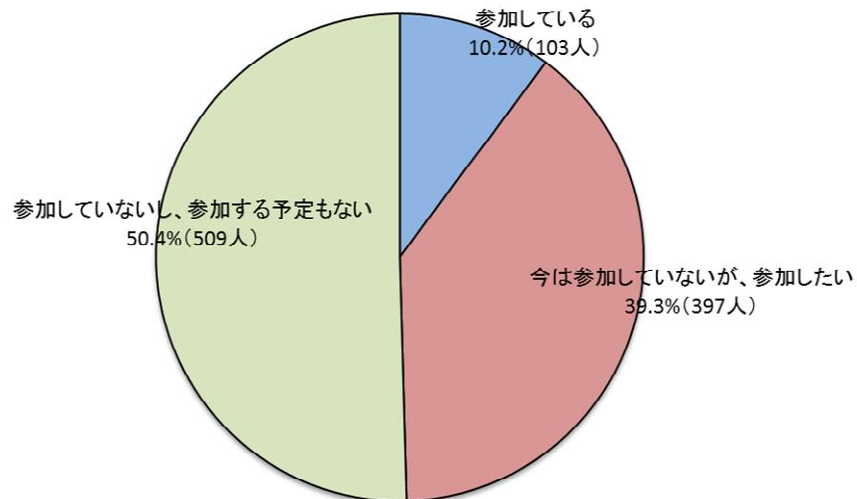
犯罪抑止効果があると思うのは次のうちどれですか。



防犯活動への参加状況について

○参加していない人が 89.7%と、実際に参加者している方が少ない現状です。「今は参加していないが、参加したい」と回答した方にどのようにすれば参加してもらえるかを検討し、実際の参加に繋げていくことが、地域防犯活動の活性化に向けての課題と考えられます。

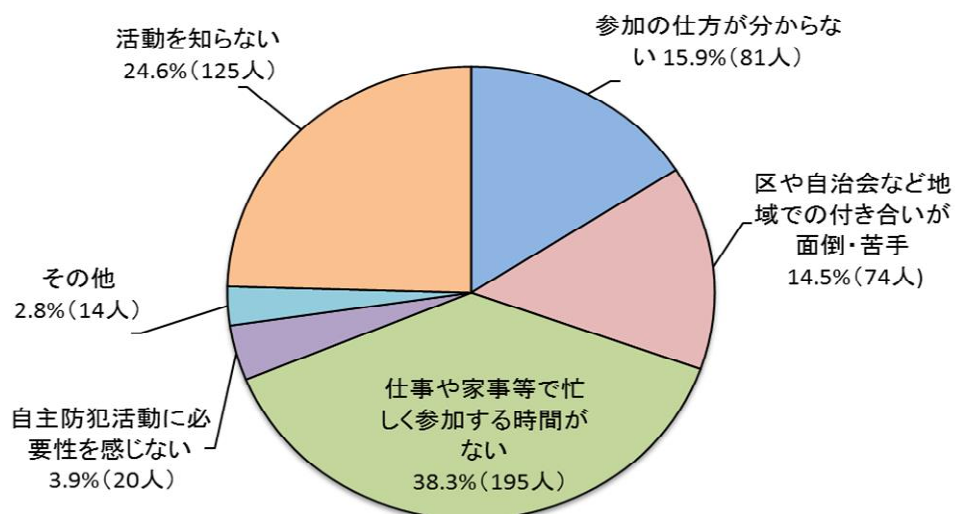
地域で行われている防犯活動に参加していますか。



防犯活動に参加しない理由

○「仕事や家事等で忙しく参加する時間がない」(38.3%)や「参加の仕方がわからない」(15.9%)と回答した方が多かったことから、地域の防犯活動について周知を図り、活動の間口を広げるなど、誰でも参加しやすい環境をつくる必要があります。

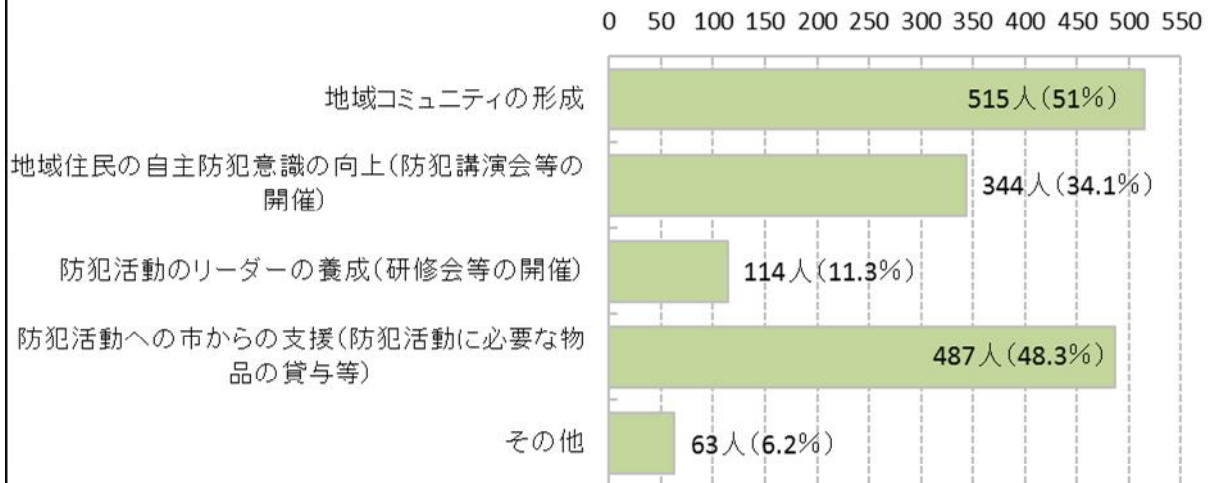
防犯活動に参加しない理由は何ですか。



地域での防犯活動を推進するために必要なこと

○防犯活動の推進には「地域コミュニティの形成」(51.0%)が必要であるとの回答が最も多く、続いて「防犯活動への市からの支援」(48.3%)となっています。地域の防犯活動にはその地域の住民のみならず、周囲からの協力や支援も必要となる場合が多いことから、協働による防犯活動が重要と考えられます。

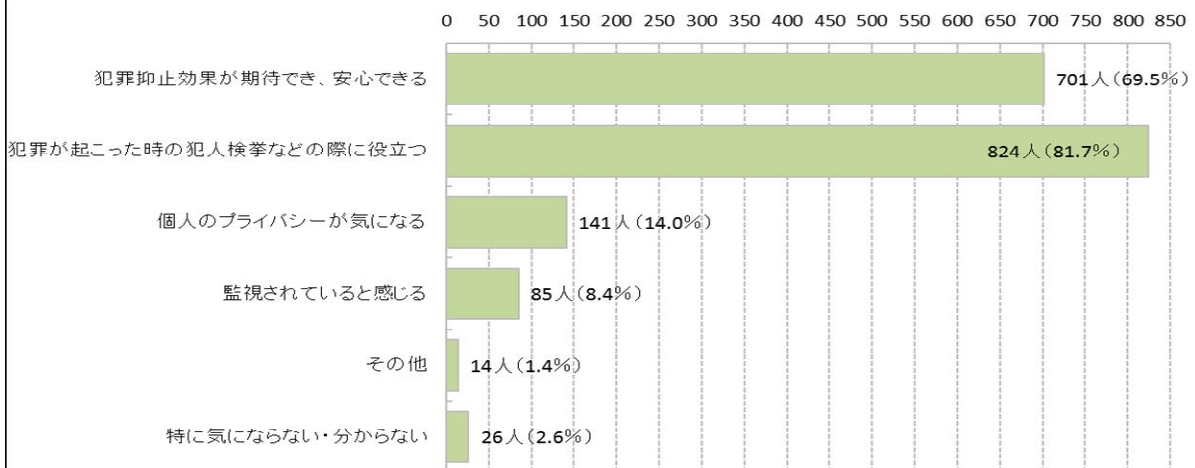
地域での防犯活動を推進するためには、何が必要だと考えますか。



防犯カメラについて、どのように考えるか

防犯カメラの設置については、「犯罪が起こった時の犯人検挙などの際に役立つ」(81.7%)、「犯罪抑止効果が期待でき、安心できる」(69.5%)という意見が多数ですが、「個人のプライバシーが気になる」(14.0%)や「監視されていると感じる」(8.4%)との意見も見られました。公共の場所への防犯カメラの設置については、市民の多くの方々が肯定的に捉え、犯罪抑止や犯人検挙に高い期待が寄せられていると考えられます。

防犯カメラについて、どのように考えますか。



資料3. 成田市防犯まちづくり推進条例

平成19年6月29日

条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、防犯まちづくりの基本理念を定め、市、市民等及び事業者の役割を明確にするとともに、防犯まちづくりを推進するための基本となる事項等を定めることにより、市民等が安全に、かつ、安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯まちづくり 市、市民等及び事業者が行う犯罪の防止に配慮した環境の整備並びに市民等及び事業者が行う犯罪の防止のための自主的な活動をいう。

(2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在する者又は市内に所在する土地若しくは建物その他の工作物を所有し、若しくは管理する者をいう。

(3) 事業者 市内において事業を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 防犯まちづくりは、自立及び相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の形成の必要性を認識して行われなければならない。

2 防犯まちづくりは、市、市民等及び事業者がそれぞれの役割を分担し、緊密な連携を図りながら、協働することにより行われなければならない。

3 防犯まちづくりは、基本的人権を不当に侵害しないよう配慮して行われなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、防犯まちづくりを推進するために必要な施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市域を管轄する警察署(以下「警察署」という。)その他の関係行政機関及び防犯関係団体と緊密な連携を図るものとする。

3 市は、市民等及び事業者が行う防犯まちづくりを尊重するとともに、必要な支援を行うものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、防犯まちづくりについての理解を深め、自らの安全確保に努めるとともに、相互の理解と協力の下、地域における防犯まちづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民等は、市が実施する防犯まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、犯罪の防止に配慮した事業所、店舗等を整備することその他の防犯まちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する防犯まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（防犯まちづくり推進計画の策定）

第7条 市は、防犯まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「防犯まちづくり推進計画」という。）を策定するものとする。

（啓発活動の推進）

第8条 市は、市民等及び事業者の防犯意識の高揚を図り、これらの者が自主性をもって犯罪の発生防止に取り組むことができるよう、犯罪の発生状況等の情報の提供、防犯に関する知識の普及その他の啓発活動に努めるものとする。

（自主防犯団体等への支援）

第9条 市は、自主的に防犯活動を行う、区、自治会、町内会（以下「自治会等」という。）その他の団体に対し、必要な情報の提供、技術的助言及び活動に必要な物品等の支援を行うものとする。

（防犯協力事業者への支援）

第10条 市は、市と協働して防犯活動に取り組む事業者と防犯への協力に関する覚書を締結し、当該事業者に対し、必要な情報の提供及び活動に必要な物品等の支援を行うものとする。

（犯罪抑止重点地区の指定）

第11条 市は、警察署との協議により、犯罪が多発している地区を犯罪抑止重点地区として指定し、防犯まちづくりに関する施策を重点的に実施するものとする。

（協議会の設置）

第12条 防犯まちづくりを推進するため、成田市防犯まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第13条 協議会は、市長の求めに応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 防犯まちづくり推進計画の策定に関すること。
- (2) 防犯まちづくり推進計画の進捗状況に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、防犯まちづくりに関し必要な事項

2 協議会は、防犯まちづくりに関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第14条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 自治会等の連合団体の代表者
- (3) 商工業関連団体の代表者
- (4) 防犯関係団体の代表者

- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 教育関係団体の代表者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第15条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第17条 協議会は、必要があると認めるときは、市職員その他関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第18条 協議会の庶務は、防犯主管課において処理する。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

資料 4. 成田市防犯まちづくり推進協議会への諮問と答申

【 諮 問 】

成 交 第 1 3 7 5 号
令 和 6 年 2 月 1 日

成田市防犯まちづくり推進協議会
会 長 山 田 孝 雄 様

成田市長 小 泉 一 成

第 5 次成田市防犯まちづくり推進計画の策定について（諮問）

このことについて、別添のとおり策定したいので、成田市防犯まちづくり推進条例第 1 3 条の規定により、貴協議会に諮問いたします。

【 答 申 】

令和 6 年 2 月 7 日

成田市長 小 泉 一 成 様

成田市防犯まちづくり推進協議会
会 長 山 田 孝 雄

第 5 次成田市防犯まちづくり推進計画の策定について（答申）

令和 6 年 2 月 1 日付け成文第 1 3 7 5 号をもって諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申します。

記

「第 5 次成田市防犯まちづくり推進計画（案）」は、本協議会で審議した意見を盛り込んだ内容となっており、適切であると認めます。

なお、本計画の推進にあたり、以下の点について配慮されるよう要望いたします。

1. 社会情勢や生活様式の変化、犯罪の発生状況を踏まえ、市民のニーズを把握したうえで、毎年度、計画の進捗状況や実効性について検証し、本協議会に対しそれらの報告を行うとともに、本協議会からの意見等に応じて、効果的・効率的に施策を展開し、計画の着実な推進を図るように努めること。
2. 関係機関との連携を深めるとともに、市民の防犯意識の向上と地域における防犯活動への積極的な参加を促進するため、防犯に関する一層の情報発信や知識の普及に努めること。

資料５．成田市防犯まちづくり推進協議会委員名簿

(令和６年３月６日現在)

	区 分	氏 名	役 職
1	公募による市民	勝 田 健 司	
2	公募による市民	佐 瀬 吉 一	
3	自治会等の連合団体の代表者	村 島 義 則	
4	商工業関連団体の代表者	杉 山 さ ち 子	
5	商工業関連団体の代表者	佐 藤 勲	
6	防 犯 関 係 団 体 の 代 表 者	高 仲 寛 明	副会長
7	防 犯 関 係 団 体 の 代 表 者	八 重 樫 彰	
8	防 犯 関 係 団 体 の 代 表 者	山 田 孝 雄	会 長
9	防 犯 関 係 団 体 の 代 表 者	野 村 豊	
10	防 犯 関 係 団 体 の 代 表 者	森 口 知 郎	
11	防 犯 関 係 団 体 の 代 表 者	篠 塚 照 雄	
12	関係行政機関の職員	高 松 千 尋	
13	関係行政機関の職員	國 井 勲 穂	
14	教 育 関 係 団 体 の 代 表 者	竹 尾 幸	
15	教 育 関 係 団 体 の 代 表 者	井 口 八 千 代	
16	市 長 が 必 要 と 認 め る 者	藤 崎 正 子	
17	市 長 が 必 要 と 認 め る 者	阿 部 寿	
18	市 長 が 必 要 と 認 め る 者	長 谷 川 勝 之	

(順不同、敬称略)

第5次成田市防犯まちづくり推進計画

編 集：成田市市民生活部交通防犯課
〒286-8585
千葉県成田市花崎町 760 番地
電話 0476-22-1111
発 行：令和 6(2024)年 3 月
登録番号：成交 23-063

成 田 市

